

厚真町地域防災計画【本編】改訂案 新旧対照表

凡例

赤字下線：令和5年度改訂案箇所

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
1	第1章 総則 第2節 計画の構成 (略) 第8章 樽前山火山防災計画 第9章 事故災害対策計画 第10章 災害復旧計画	第1章 総則 第2節 計画の構成 (略) 第8章 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u> 第9章 樽前山火山防災計画 第10章 事故災害対策計画 第11章 災害復旧計画	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の追記に伴う章構成の変更
4	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 5 厚真町 機関名 事務又は業務 厚真町役場 (略) 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 9 避難 <u>準備情報</u> 、避難 <u>勧告</u> 及び避難 <u>指示</u> に関する事 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関する事 (略)	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 5 厚真町 機関名 事務又は業務 厚真町役場 (略) 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 9 <u>高齢者等</u> 避難、避難 <u>指示</u> 及び <u>緊急安全確保</u> に関する事 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関する事 (略)	・避難情報名の修正
4	7 胆振東部消防組合 機関名 事務又は業務 消防 <u>本部</u> 厚真支署 1 消防職員及び消防団員の招集に関する事 上厚真分遣所 2 消防資材の確保に関する事 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関する事 4 被災地における人命救助及び避難誘導に関する事 (略) (略)	7 胆振東部消防組合 機関名 事務又は業務 消防 <u>組合</u> 厚真支署 1 消防職員及び消防団員の招集に関する事 上厚真分遣所 2 消防資材の確保に関する事 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関する事 4 被災地における人命救助及び避難誘導に関する事 (略) (略)	・名称の修正
5	8 指定公共機関 機関名 事務又は業務 東日本電信電話(株) 1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること 北海道支店 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること (株)ドコモCS北海道 1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を 北海道南支店 実施し、重要通信の確保を図ること KDDI(株) 1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を 実施し、重要通信の確保を図ること 北海道電力ネットワ 1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関する事 ーク(株) <u>苫小牧支店</u> 2 災害時の電力の円滑な供給に関する事 (略) (略)	8 指定公共機関 機関名 事務又は業務 東日本電信電話(株) 1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること 北海道 <u>事業部</u> 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制 <u>苫小牧支店</u> 限を実施し、重要通信の確保を図ること (株)ドコモCS北海道 1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実 北海道南支店 施し、重要通信の確保を図ること KDDI(株) <u>北海道総</u> 1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実 <u>支社</u> 施し、重要通信の確保を図ること 北海道電力ネットワ 1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関する事 ーク(株) <u>道央南統括</u> 2 災害時の電力の円滑な供給に関する事 <u>支店</u> (略) (略)	・名称の修正
5	9 指定地方公共機関 機関名 事務又は業務 社団法人苫小牧市医 1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及 師会 び助産その他救助の実施に関する事 厚真町土地改良区 1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること 社団法人苫小牧歯科 1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救 医師会 援 に関する事 社団法人北海道獣医 1 災害時における飼養動物の対応を行うこと 師会胆振支部	9 指定地方公共機関 機関名 事務又は業務 <u>一般</u> 社団法人苫小牧 1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及 市医師会 び助産その他救助の実施に関する事 厚真町土地改良区 1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること <u>一般</u> 社団法人苫小牧 1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救 歯科医師会 援 に関する事 <u>公益</u> 社団法人北海道 1 災害時における飼養動物の対応を行うこと 獣医師会胆振支部 <u>公益</u> 社団法人北海道 1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと トラック協会 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと	・名称の修正

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理由																																																															
	社団法人北海道トラック協会 1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。 3 住民の避難に関する輸送を行うこと。	3 住民の避難に関する輸送を行うこと。																																																																
8	第2章 厚真町の地勢と災害の概要 第1節 自然的条件 1 位置及び地勢・気候 (略) 別表1 平成30年北海道胆振東部地震の概要および人的被害(北海道 R1.9.5時点) <table border="1"> <tr> <td>発生日時</td> <td>平成30年9月6日午前3時7分</td> <td>平成31年2月21日午後9時22分</td> </tr> <tr> <td>震源地</td> <td>胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度)深さ37km</td> <td>胆振地方中東部 (北緯42.8度、東経142.0度)深さ33km</td> </tr> <tr> <td>地震の規模</td> <td>マグニチュード6.7</td> <td>マグニチュード 5.8</td> </tr> <tr> <td>観測震度</td> <td>震度7</td> <td>震度 6 弱</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死者</td> <td>厚真町37人/道内44人</td> </tr> <tr> <td>重傷</td> <td>厚真町なし/道内51人</td> </tr> <tr> <td>中等傷</td> <td>厚真町なし/道内8人</td> </tr> <tr> <td>軽傷</td> <td>厚真町61人/道内726人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>厚真町1人、道内6人</td> </tr> </table>	発生日時	平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分	震源地	胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度)深さ37km	胆振地方中東部 (北緯42.8度、東経142.0度)深さ33km	地震の規模	マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8	観測震度	震度7	震度 6 弱	人的被害	死者	厚真町37人/道内44人	重傷	厚真町なし/道内51人	中等傷	厚真町なし/道内8人	軽傷	厚真町61人/道内726人			厚真町1人、道内6人	第2章 厚真町の地勢と災害の概要 第1節 自然的条件 1 位置及び地勢・気候 (略) 別表1 平成30年北海道胆振東部地震の概要および人的被害・建物被害(北海道 R5.8.1時点) <table border="1"> <tr> <td>発生日時</td> <td>平成30年9月6日午前3時7分</td> <td>平成31年2月21日午後9時22分</td> </tr> <tr> <td>震源地</td> <td>胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度)深さ37km</td> <td>胆振地方中東部 (北緯42.8度、東経142.0度)深さ33km</td> </tr> <tr> <td>地震の規模</td> <td>マグニチュード6.7</td> <td>マグニチュード 5.8</td> </tr> <tr> <td>観測震度</td> <td>震度7</td> <td>震度 6 弱</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死者</td> <td>厚真町37人(災害関連死1人含む。) /道内44人(災害関連死3人含む。)</td> </tr> <tr> <td>重傷</td> <td>厚真町なし/道内51人</td> </tr> <tr> <td>中等傷</td> <td>厚真町なし/道内8人</td> </tr> <tr> <td>軽傷</td> <td>厚真町61人/道内726人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>厚真町1人、道内6人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物被害</td> <td>全壊</td> <td>厚真町235件/道内491件</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>厚真町 337 件/道内 1,818 件</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>厚真町 1,104 件/道内 47,115 件</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>厚真町 688 件/道内 1,217 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>厚真町 669 件/道内 1,389 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>厚真町 816 件/道内 4,081 件</td> </tr> </table>	発生日時	平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分	震源地	胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度)深さ37km	胆振地方中東部 (北緯42.8度、東経142.0度)深さ33km	地震の規模	マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8	観測震度	震度7	震度 6 弱	人的被害	死者	厚真町37人(災害関連死1人含む。) /道内44人(災害関連死3人含む。)	重傷	厚真町なし/道内51人	中等傷	厚真町なし/道内8人	軽傷	厚真町61人/道内726人			厚真町1人、道内6人	建物被害	全壊	厚真町235件/道内491件	半壊	厚真町 337 件/道内 1,818 件	一部損壊	厚真町 1,104 件/道内 47,115 件	全壊	厚真町 688 件/道内 1,217 件			厚真町 669 件/道内 1,389 件			厚真町 816 件/道内 4,081 件	・被害数の修正及び建物被害の追記
発生日時	平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分																																																																
震源地	胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度)深さ37km	胆振地方中東部 (北緯42.8度、東経142.0度)深さ33km																																																																
地震の規模	マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8																																																																
観測震度	震度7	震度 6 弱																																																																
人的被害	死者	厚真町37人/道内44人																																																																
	重傷	厚真町なし/道内51人																																																																
	中等傷	厚真町なし/道内8人																																																																
	軽傷	厚真町61人/道内726人																																																																
		厚真町1人、道内6人																																																																
発生日時	平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分																																																																
震源地	胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度)深さ37km	胆振地方中東部 (北緯42.8度、東経142.0度)深さ33km																																																																
地震の規模	マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8																																																																
観測震度	震度7	震度 6 弱																																																																
人的被害	死者	厚真町37人(災害関連死1人含む。) /道内44人(災害関連死3人含む。)																																																																
	重傷	厚真町なし/道内51人																																																																
	中等傷	厚真町なし/道内8人																																																																
	軽傷	厚真町61人/道内726人																																																																
		厚真町1人、道内6人																																																																
建物被害	全壊	厚真町235件/道内491件																																																																
	半壊	厚真町 337 件/道内 1,818 件																																																																
	一部損壊	厚真町 1,104 件/道内 47,115 件																																																																
	全壊	厚真町 688 件/道内 1,217 件																																																																
		厚真町 669 件/道内 1,389 件																																																																
		厚真町 816 件/道内 4,081 件																																																																
11	第3章 防災組織 第1節 防災会議 2 防災会議の運営 <table border="1"> <tr> <td>会長(町長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関の職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 苫小牧海上保安署長 室蘭地方気象台次長 </td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊自衛官</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長 </td> </tr> <tr> <td>北海道知事の部内の職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長 </td> </tr> <tr> <td>北海道警察の警察官</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 苫小牧警察署長 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 KDDI株式会社 北海道総支社管理部長 北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長 厚真郵便局長 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公共的団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 厚真町商工会副会長 とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 苫小牧広域森林組合厚真支所長 鶴川漁業協同組合厚真副組合長 あつまバス株式会社代表取締役 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	会長(町長)		指定地方行政機関の職員	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 苫小牧海上保安署長 室蘭地方気象台次長 	陸上自衛隊自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長 	北海道知事の部内の職員	<ul style="list-style-type: none"> 胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長 	北海道警察の警察官	<ul style="list-style-type: none"> 苫小牧警察署長 	(略)	(略)	指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 KDDI株式会社 北海道総支社管理部長 北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長 厚真郵便局長 	(略)	(略)	公共的団体	<ul style="list-style-type: none"> 厚真町商工会副会長 とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 苫小牧広域森林組合厚真支所長 鶴川漁業協同組合厚真副組合長 あつまバス株式会社代表取締役 	(略)	(略)	第3章 防災組織 第1節 防災会議 2 防災会議の運営 <table border="1"> <tr> <td>会長(町長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関の職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 所長 苫小牧海上保安署 署長 室蘭地方気象台 次長 </td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊自衛官</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊 連隊長 </td> </tr> <tr> <td>北海道知事の部内の職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 胆振総合振興局地域創生部危機対策室 主幹 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所 所長 </td> </tr> <tr> <td>北海道警察の警察官</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 北海道札幌方面苫小牧警察署 署長 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 支店長 株式会社ドコモCS北海道南支店 支店長 KDDI株式会社 北海道総支社 管理部長 北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店 支店長 厚真郵便局 局長 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公共的団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 厚真町商工会 副会長 とまこまい広域農業協同組合厚真支所 支所長 苫小牧広域森林組合厚真支所 支所長 鶴川漁業協同組合厚真支所 副組合長 あつまバス株式会社 代表取締役 </td> </tr> </table>	会長(町長)		指定地方行政機関の職員	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 所長 苫小牧海上保安署 署長 室蘭地方気象台 次長 	陸上自衛隊自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊 連隊長 	北海道知事の部内の職員	<ul style="list-style-type: none"> 胆振総合振興局地域創生部危機対策室 主幹 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所 所長 	北海道警察の警察官	<ul style="list-style-type: none"> 北海道札幌方面苫小牧警察署 署長 	(略)		指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 支店長 株式会社ドコモCS北海道南支店 支店長 KDDI株式会社 北海道総支社 管理部長 北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店 支店長 厚真郵便局 局長 	(略)	(略)	公共的団体	<ul style="list-style-type: none"> 厚真町商工会 副会長 とまこまい広域農業協同組合厚真支所 支所長 苫小牧広域森林組合厚真支所 支所長 鶴川漁業協同組合厚真支所 副組合長 あつまバス株式会社 代表取締役 	・名称の修正																									
会長(町長)																																																																		
指定地方行政機関の職員	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 苫小牧海上保安署長 室蘭地方気象台次長 																																																																	
陸上自衛隊自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長 																																																																	
北海道知事の部内の職員	<ul style="list-style-type: none"> 胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長 																																																																	
北海道警察の警察官	<ul style="list-style-type: none"> 苫小牧警察署長 																																																																	
(略)	(略)																																																																	
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 KDDI株式会社 北海道総支社管理部長 北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長 厚真郵便局長 																																																																	
(略)	(略)																																																																	
公共的団体	<ul style="list-style-type: none"> 厚真町商工会副会長 とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 苫小牧広域森林組合厚真支所長 鶴川漁業協同組合厚真副組合長 あつまバス株式会社代表取締役 																																																																	
(略)	(略)																																																																	
会長(町長)																																																																		
指定地方行政機関の職員	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 所長 苫小牧海上保安署 署長 室蘭地方気象台 次長 																																																																	
陸上自衛隊自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊 連隊長 																																																																	
北海道知事の部内の職員	<ul style="list-style-type: none"> 胆振総合振興局地域創生部危機対策室 主幹 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所 所長 																																																																	
北海道警察の警察官	<ul style="list-style-type: none"> 北海道札幌方面苫小牧警察署 署長 																																																																	
(略)																																																																		
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 支店長 株式会社ドコモCS北海道南支店 支店長 KDDI株式会社 北海道総支社 管理部長 北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店 支店長 厚真郵便局 局長 																																																																	
(略)	(略)																																																																	
公共的団体	<ul style="list-style-type: none"> 厚真町商工会 副会長 とまこまい広域農業協同組合厚真支所 支所長 苫小牧広域森林組合厚真支所 支所長 鶴川漁業協同組合厚真支所 副組合長 あつまバス株式会社 代表取締役 																																																																	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理由																																																																																																																																																																
12	第3章 防災組織 第2節 災害対策本部 町長は、区域内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合が必要であると認めるときは基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力で防災活動を推進するものとする。	第3章 防災組織 第2節 災害対策本部 町長は、区域内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合が必要であると認めるときは基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力で防災活動を推進するものとする。 <u>この際、災害対策の活動拠点となる災害対策本部員室及び防災関係機関・応援職員等を含むオペレーションに必要な事務室・会議室等を速やかに開設して災害対策にあたるとともに、待機所、物資の集積場所等を確保し、連続不断の活動が継続して行えるように留意する。</u>	・対策本部活動経典に関する追記																																																																																																																																																																
12	第2節 災害対策本部 1 厚真町災害対策本部組織 別表1 組織	第2節 災害対策本部 1 厚真町災害対策本部組織 別表1 組織	・組織改編による修正																																																																																																																																																																
	<table border="1"> <tr><td colspan="2">本部長</td><td colspan="3">町長</td></tr> <tr><td colspan="2">副本部長</td><td colspan="3">副町長、教育長</td></tr> <tr><td colspan="2">参与</td><td colspan="3">地方創生復興担当理事</td></tr> <tr><td>部</td><td>部長</td><td>班</td><td>班長</td><td>班編成</td></tr> <tr><td>総括部</td><td>防災担当理事</td><td>本部運営班</td><td>防災担当理事兼務</td><td>防災G</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>総務課長</td><td>総務班</td><td><u>総務課長兼務</u></td><td>総務人事G</td></tr> <tr><td rowspan="2">情報広報部</td><td rowspan="2">まちづくり推進課長</td><td rowspan="2">情報・広報班</td><td rowspan="2">まちづくり推進課参事</td><td>企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 <u>総務人事の一部</u> <u>財政G</u> 会計室</td></tr> <tr><td>議会事務局長（議会対応）</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>地区連絡班</td><td colspan="2">別表3「地区連絡体制」のとおり</td></tr> <tr><td rowspan="2">教育・避難所対策部</td><td rowspan="2">生涯学習課長</td><td>教育班</td><td rowspan="2">生涯学習課<u>参事</u></td><td>学校教育G 社会教育G 上厚真支所 <u>※(各課応援：各G×1～2名基準)</u></td></tr> <tr><td>避難所運営班</td></tr> <tr><td rowspan="3">建設対策部</td><td rowspan="3">建設課長</td><td>工作班</td><td>建設課<u>参事</u></td><td>土木G</td></tr> <tr><td rowspan="2">建設班</td><td rowspan="2">建設課<u>長</u></td><td><u>建築住宅G、都市計画G</u></td></tr> <tr><td>上下水道G</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>工作労務班</td><td>建設課長又は参事</td><td>スタッフ制</td></tr> <tr><td rowspan="3">産業対策部</td><td rowspan="3">産業経済課長</td><td>農林水産班</td><td>産業経済課参事</td><td>農業G 農業農村整備G、 <u>林業水産G</u> <u>森林再生推進G</u></td></tr> <tr><td>商工班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当</td></tr> <tr><td>産業労務班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>スタッフ制</td></tr> <tr><td rowspan="2">救護対策部</td><td rowspan="2">住民課長</td><td>り災対策班</td><td>住民課参事</td><td>税務G</td></tr> <tr><td>救護担当</td><td>住民課参事</td><td>町民生活G</td></tr> </table>	本部長		町長			副本部長		副町長、教育長			参与		地方創生復興担当理事			部	部長	班	班長	班編成	総括部	防災担当理事	本部運営班	防災担当理事兼務	防災G	総務部	総務課長	総務班	<u>総務課長兼務</u>	総務人事G	情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課参事	企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 <u>総務人事の一部</u> <u>財政G</u> 会計室	議会事務局長（議会対応）			地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり		教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課 <u>参事</u>	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 <u>※(各課応援：各G×1～2名基準)</u>	避難所運営班	建設対策部	建設課長	工作班	建設課 <u>参事</u>	土木G	建設班	建設課 <u>長</u>	<u>建築住宅G、都市計画G</u>	上下水道G			工作労務班	建設課長又は参事	スタッフ制	産業対策部	産業経済課長	農林水産班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G、 <u>林業水産G</u> <u>森林再生推進G</u>	商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当	産業労務班	産業経済課長兼務	スタッフ制	救護対策部	住民課長	り災対策班	住民課参事	税務G	救護担当	住民課参事	町民生活G	<table border="1"> <tr><td colspan="2">本部長</td><td colspan="3">町長</td></tr> <tr><td colspan="2">副本部長</td><td colspan="3">副町長、教育長</td></tr> <tr><td colspan="2">参与</td><td colspan="3">地方創生復興担当理事</td></tr> <tr><td>部</td><td>部長</td><td>班</td><td>班長</td><td>班編成</td></tr> <tr><td>総括部</td><td>防災担当理事 <u>又は総務課防災担当参事</u></td><td>本部運営班</td><td>防災担当理事 <u>又は総務課</u> <u>防災担当参事</u>兼務</td><td>防災G</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>総務課長</td><td>総務班</td><td><u>総務課参事</u></td><td>総務人事G <u>財政G</u> <u>庁舎周辺等整備推進室</u></td></tr> <tr><td rowspan="2">情報広報部</td><td rowspan="2">まちづくり推進課長</td><td rowspan="2">情報・広報班</td><td rowspan="2">まちづくり推進課参事</td><td>企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 <u>都市計画G</u> <u>ゼロカーボン推進室</u> 会計室 <u>議会事務局</u></td></tr> <tr><td>議会事務局長（議会対応）</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>地区連絡班</td><td colspan="2">別表3「地区連絡体制」のとおり。</td></tr> <tr><td rowspan="2">教育・避難所対策部</td><td rowspan="2">生涯学習課長</td><td>教育班</td><td rowspan="2">生涯学習課<u>長兼務</u></td><td>学校教育G 社会教育G 上厚真支所 <u>学校給食センター</u> <u>各課応援：総務部で調整</u></td></tr> <tr><td>避難所運営班</td></tr> <tr><td rowspan="3">建設対策部</td><td rowspan="3">建設課長</td><td>工作班</td><td>建設課<u>長</u></td><td>土木G</td></tr> <tr><td rowspan="2">建設班</td><td rowspan="2">建設課<u>参事</u></td><td><u>都市施設G</u></td></tr> <tr><td>上下水道G</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>工作労務班</td><td>建設課長又は参事</td><td>スタッフ制</td></tr> <tr><td rowspan="3">産業対策部</td><td rowspan="3">産業経済課長</td><td>農林水産班</td><td>産業経済課参事</td><td>農業G 農業農村整備G <u>林業・森林再生推進G</u></td></tr> <tr><td>商工班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当</td></tr> <tr><td>産業労務班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>スタッフ制</td></tr> <tr><td rowspan="2">救護対策部</td><td rowspan="2">住民課長</td><td>り災対策班</td><td>住民課参事</td><td>税務G</td></tr> <tr><td>救護班</td><td>救護担当 福祉担当</td><td>住民課参事 住民課長</td><td>町民生活G 福祉G</td></tr> </table>	本部長		町長			副本部長		副町長、教育長			参与		地方創生復興担当理事			部	部長	班	班長	班編成	総括部	防災担当理事 <u>又は総務課防災担当参事</u>	本部運営班	防災担当理事 <u>又は総務課</u> <u>防災担当参事</u> 兼務	防災G	総務部	総務課長	総務班	<u>総務課参事</u>	総務人事G <u>財政G</u> <u>庁舎周辺等整備推進室</u>	情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課参事	企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 <u>都市計画G</u> <u>ゼロカーボン推進室</u> 会計室 <u>議会事務局</u>	議会事務局長（議会対応）			地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり。		教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課 <u>長兼務</u>	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 <u>学校給食センター</u> <u>各課応援：総務部で調整</u>	避難所運営班	建設対策部	建設課長	工作班	建設課 <u>長</u>	土木G	建設班	建設課 <u>参事</u>	<u>都市施設G</u>	上下水道G			工作労務班	建設課長又は参事	スタッフ制	産業対策部	産業経済課長	農林水産班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G <u>林業・森林再生推進G</u>	商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当	産業労務班	産業経済課長兼務	スタッフ制	救護対策部	住民課長	り災対策班	住民課参事	税務G	救護班	救護担当 福祉担当	住民課参事 住民課長	町民生活G 福祉G
本部長		町長																																																																																																																																																																	
副本部長		副町長、教育長																																																																																																																																																																	
参与		地方創生復興担当理事																																																																																																																																																																	
部	部長	班	班長	班編成																																																																																																																																																															
総括部	防災担当理事	本部運営班	防災担当理事兼務	防災G																																																																																																																																																															
総務部	総務課長	総務班	<u>総務課長兼務</u>	総務人事G																																																																																																																																																															
情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課参事	企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 <u>総務人事の一部</u> <u>財政G</u> 会計室																																																																																																																																																															
				議会事務局長（議会対応）																																																																																																																																																															
		地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり																																																																																																																																																																
教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課 <u>参事</u>	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 <u>※(各課応援：各G×1～2名基準)</u>																																																																																																																																																															
		避難所運営班																																																																																																																																																																	
建設対策部	建設課長	工作班	建設課 <u>参事</u>	土木G																																																																																																																																																															
		建設班	建設課 <u>長</u>	<u>建築住宅G、都市計画G</u>																																																																																																																																																															
				上下水道G																																																																																																																																																															
		工作労務班	建設課長又は参事	スタッフ制																																																																																																																																																															
産業対策部	産業経済課長	農林水産班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G、 <u>林業水産G</u> <u>森林再生推進G</u>																																																																																																																																																															
		商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当																																																																																																																																																															
		産業労務班	産業経済課長兼務	スタッフ制																																																																																																																																																															
救護対策部	住民課長	り災対策班	住民課参事	税務G																																																																																																																																																															
		救護担当	住民課参事	町民生活G																																																																																																																																																															
本部長		町長																																																																																																																																																																	
副本部長		副町長、教育長																																																																																																																																																																	
参与		地方創生復興担当理事																																																																																																																																																																	
部	部長	班	班長	班編成																																																																																																																																																															
総括部	防災担当理事 <u>又は総務課防災担当参事</u>	本部運営班	防災担当理事 <u>又は総務課</u> <u>防災担当参事</u> 兼務	防災G																																																																																																																																																															
総務部	総務課長	総務班	<u>総務課参事</u>	総務人事G <u>財政G</u> <u>庁舎周辺等整備推進室</u>																																																																																																																																																															
情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課参事	企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 <u>都市計画G</u> <u>ゼロカーボン推進室</u> 会計室 <u>議会事務局</u>																																																																																																																																																															
				議会事務局長（議会対応）																																																																																																																																																															
		地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり。																																																																																																																																																																
教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課 <u>長兼務</u>	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 <u>学校給食センター</u> <u>各課応援：総務部で調整</u>																																																																																																																																																															
		避難所運営班																																																																																																																																																																	
建設対策部	建設課長	工作班	建設課 <u>長</u>	土木G																																																																																																																																																															
		建設班	建設課 <u>参事</u>	<u>都市施設G</u>																																																																																																																																																															
				上下水道G																																																																																																																																																															
		工作労務班	建設課長又は参事	スタッフ制																																																																																																																																																															
産業対策部	産業経済課長	農林水産班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G <u>林業・森林再生推進G</u>																																																																																																																																																															
		商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当																																																																																																																																																															
		産業労務班	産業経済課長兼務	スタッフ制																																																																																																																																																															
救護対策部	住民課長	り災対策班	住民課参事	税務G																																																																																																																																																															
		救護班	救護担当 福祉担当	住民課参事 住民課長	町民生活G 福祉G																																																																																																																																																														

改訂案の頁	現行計画(旧)						改訂案(新)						理由			
			救護班	福祉担当	住民課長	議会事務局 福祉G 子育て支援G 健康推進G 子育て世代包括支援センター 学校給食センター こども園つみき 宮の森こども園				保健担当	住民課参事(健康推進)	子育て支援G 健康推進G 子育て世代包括支援センター こども園つみき 宮の森こども園				
				保健担当	住民課参事(健康推進)											
			給与班		住民課課長兼務				給与班	住民課課長兼務						
支援部	総務課長兼務	支援班			総務課長兼務				支援部	総務課長兼務	支援班	総務課長兼務				
消防対策部	厚真支署長の指名する者	消防班			消防署厚真支署担当	消防署厚真支署及び上厚真分遣所職員			消防対策部	厚真支署長の指名する者	消防班	消防署厚真支署担当	消防署厚真支署及び上厚真分遣所職員			
17	別表3 地区連絡班体制						別表3 地区連絡班体制						・組織改編による修正			
	班名	担当地域	班長※1	班員	配車車両	無線機	備考		班名	担当地域	班長※1	連絡員※1	配車車両	無線機	iPad※2	備考
	第1連絡班	幌内・富里 高丘・吉野	産業経済課農業農村整備担当参事	3名	産経フィルダー銀 8409	携×2	【広報車両】 住民課：交通安全セットカー 【待機車両】 総務課：アルファードハイエース まちづくり推進課：ハスラー産業経済課：タウンエース 住民課：ホンゴトラック 建設課：プロボックス タウンエース 除雪専用車 ダンプ プロボックス ADバン パネット 教育委員会：スクールバス×4		第1連絡班	幌内・富里 高丘・吉野	班長及び連絡員2名で編成		産経フィルダー銀 8409	携×2	総務人事G (No.29)	【広報車両】 住民課：交通安全セットカー 【待機車両】 総務課：アルファード・ハイエース まちづくり推進課：ハスラー 産業経済課：タウンエース 住民課：ホンゴトラック・Nボックス 建設課：プロボックス タウンエース 除雪専用車 フィルダー・ADバン・パネット 教育委員会：スクールバス×4
	第2連絡班	朝日・桜丘 幌里・本郷	会計管理者	3名	住民パッ 8192	携×2			第2連絡班	朝日・桜丘 幌里・本郷	班長及び連絡員2名で編成		住民パッ 8192	携×2	総務人事G (No.30)	
	第3連絡班	錦町・本町 京町・表町 美里・上野 豊川・豊沢※2	生涯学習課社会教育G主幹	3名	住民パッ 6188	携×2			第3連絡班	錦町・本町 京町・表町 美里・上野 豊川・豊沢※2	班長及び連絡員2名で編成		住民パッ 6188	携×2	総務人事G (No.31)	
	第4連絡班	新町・豊沢※3 宇隆・東和	建設課都市計画G主幹	3名	教委フィルダー 41	携×2			第4連絡班	新町・豊沢※3 宇隆・東和	班長及び連絡員2名で編成		教委フィルダー 41	携×2	総務人事G (No.32)	
	第5連絡班	軽舞・豊丘 鹿沼・鯉沼	まちづくり推進課復興推進G主幹	3名	総務フィルダー白 4741	携×2			第5連絡班	軽舞・豊丘 鹿沼・鯉沼	班長及び連絡員2名で編成		総務フィルダー白 4741	携×2	総務人事G (No.33)	
	第6連絡班	共和・共栄 厚和・富野 上厚真・浜厚真	産業経済課経済G主幹	3名	総務パッ 6187	携×2			第6連絡班	共和・共栄 厚和・富野 上厚真・浜厚真	班長及び連絡員2名で編成		総務パッ 6187	携×2	総務人事G (No.34)	
	上水道・下水道保守 富里浄水場Tel29-5001 厚真浄化センターTel26-7811	上下水道G リーダー	上下水道G		建設プロボックス5319 建設プロボックス6261	富里浄水場 携×2			上水道・下水道保守 富里浄水場Tel29-5001 厚真浄化センターTel26-7811	上下水道G リーダー	上下水道G		建設プロボックス5319 建設プロボックス6261	富里浄水場 携×2		
	※1 班長は、下記部署担当の者を基本とするも、庁内機構編制及び異動等により変更する場合は、適任者を選定し、地区連絡班を再選定・庁達により指定する。						※1 班長及び連絡員は、庁内機構編制に基づき、適任者を選定する。異動等により班長及び連絡員を変更する場合は、適任者を再選定し、庁達により指定する。									
	※2 第3連絡班の豊沢は、ルーラル・フォーラムビレッジを除く。						※2 班長は、割り当てられた車両の鍵、タブレット端末(iPad)を掌握し、集合する際に持参する。									
	※3 第4連絡班の豊沢は、ルーラル・フォーラムビレッジを含む。						※3 第3連絡班の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを除く。									

改訂案の頁	現行計画 (旧)	改訂案 (新)	理 由																				
		※4 第4連絡班の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを含む。																					
19	<p>3 非常配備体制</p> <p>(5) 非常配備体制の活動要領</p> <p>ア 注意配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(7) 注意配備は、災害対策連絡本部を設置して、防災担当<u>理事</u>（総括部長）が統括・指揮を行う。</p> <p>(4) 防災担当<u>理事</u>（総括部長）は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡を取り、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 第1種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(4) 防災担当<u>理事</u>（総括部長）は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡を取り、防災気象情報現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。</p>	<p>3 非常配備体制</p> <p>(5) 非常配備体制の活動要領</p> <p>ア 注意配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(7) 注意配備は、災害対策連絡本部を設置して、防災担当<u>参事</u>（総括部長）<u>又は総務課長（総務部長）</u>が統括・指揮を行う。</p> <p>(4) 防災担当<u>参事</u>（総括部長）<u>又は総務課長（総務部長）</u>は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡を取り、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 第1種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(4) 防災担当<u>参事</u>（総括部長）<u>又は総務課長（総務部長）</u>は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡を取り、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。</p>	総括部長不在時の代理者の追記																				
20	<p>別表4 非常配備体制の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置</th> <th>責任者及び配備要員</th> <th>配備基準</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td>災害対策連絡本部</td> <td>正 : 防災担当<u>理事</u> 副 : 総務課長 要員 : 防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G (広報) 地区連絡員 ※細部「別表5」参照</td> <td>1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 3 その他必要により総務課長が注意配備を指示したとき。</td> <td>《情報の収集、関係機関との連絡等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務	注意配備	災害対策連絡本部	正 : 防災担当 <u>理事</u> 副 : 総務課長 要員 : 防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G (広報) 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 3 その他必要により総務課長が注意配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表	<p>別表4 非常配備体制の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置</th> <th>責任者及び配備要員</th> <th>配備基準</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td>災害対策連絡本部</td> <td>正 : 防災担当<u>参事</u> 副 : 総務課長 要員 : 防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G (広報) 地区連絡員 ※細部「別表5」参照</td> <td>1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。<u>(暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く)</u> <u>(1) 早期注意情報(警報級の可能性)が大雨「中」又は「高」の発表</u> <u>(2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測</u> <u>(3) 台風が町に影響するおそれがある場合(台風説明会の実施)</u> 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 <u>(1) 土砂・浸水・洪水キキクル(警報の危険度分布)が警戒レベル2相当(注意)となった場合</u> <u>3 津波予報が発表されたとき。</u> <u>4 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。</u></td> <td>《情報の収集、関係機関との連絡等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務	注意配備	災害対策連絡本部	正 : 防災担当 <u>参事</u> 副 : 総務課長 要員 : 防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G (広報) 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。 <u>(暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く)</u> <u>(1) 早期注意情報(警報級の可能性)が大雨「中」又は「高」の発表</u> <u>(2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測</u> <u>(3) 台風が町に影響するおそれがある場合(台風説明会の実施)</u> 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 <u>(1) 土砂・浸水・洪水キキクル(警報の危険度分布)が警戒レベル2相当(注意)となった場合</u> <u>3 津波予報が発表されたとき。</u> <u>4 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。</u>	《情報の収集、関係機関との連絡等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表	・タイムライン防災の運用基準に整合
区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務																			
注意配備	災害対策連絡本部	正 : 防災担当 <u>理事</u> 副 : 総務課長 要員 : 防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G (広報) 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 3 その他必要により総務課長が注意配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表																			
区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務																			
注意配備	災害対策連絡本部	正 : 防災担当 <u>参事</u> 副 : 総務課長 要員 : 防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G (広報) 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。 <u>(暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く)</u> <u>(1) 早期注意情報(警報級の可能性)が大雨「中」又は「高」の発表</u> <u>(2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測</u> <u>(3) 台風が町に影響するおそれがある場合(台風説明会の実施)</u> 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 <u>(1) 土砂・浸水・洪水キキクル(警報の危険度分布)が警戒レベル2相当(注意)となった場合</u> <u>3 津波予報が発表されたとき。</u> <u>4 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。</u>	《情報の収集、関係機関との連絡等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表																			

改訂案の頁		現行計画（旧）		改訂案（新）		理由				
第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副：防災担当 理事 要員：総務課長 防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 避難施設管理者 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 台風の接近等 ^等 で被害の発生が予想される時。 4 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想される時。 5 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 6 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置	第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副：防災担当 参事 要員：総務課長 防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 4 台風の接近・前線等低気圧の影響 ^{影響} で被害の発生が予想される時。 (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測 5 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想される時。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル3相当（警戒）となった場合 6 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 7 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置	・タイムライン防災の運用基準に整合 ・後発地震注意情報の追記
		正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 ※細部「別表5」参照	1 震度5弱以上 ^{以上} の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 避難指示を発令する必要があるとき。 5 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等≫ 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等			第2種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 避難施設管理者 ※細部「別表5」参照	

改訂案の頁	現行計画（旧）				改訂案（新）				理由					
	第3種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 ※細部「別表5」参照	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)が発表されたとき 4 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 5 予想されない重大な災害が発生したとき	≪災害業務全般の実施≫ 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等	第3種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 避難施設管理者 ※細部「別表5」参照	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)が発表されたとき。 <u>(1) 土砂・浸水・洪水キキクル(警報の危険度分布)が警戒レベル5相当(災害切迫)となった場合</u> 4 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 5 予想されない重大な災害が発生したとき。	≪災害業務全般の実施≫ 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等				
22	別表5 非常配備体制要員				別表5 非常配備体制要員				・消防対策部の追記					
	部	班	注意配備	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	部	班	注意配備	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備		
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
	支援部	支援班	総務課長計画											
	【凡例】 ◎：統括責任者（指揮者） ○：参集者 △：部長計画による参集者 所要の要員：部長計画による必要な要員の参集													
	支援部	支援班	総務課長計画				支援部	支援班	総務課長計画					
	消防対策部	部長		○		○		班長		△		○	○	
消防班		班員		△		△	全班員	全班員						
	【凡例】 ◎：統括責任者（指揮者） ○：参集者 △：部長計画による参集者 所要の要員：部長計画による必要な要員の参集													
25	第4章 災害予防計画 (略) また、防災・減災対策は、住民、町、防災関係機関が相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。				第4章 災害予防計画 (略) 防災・減災対策は、住民、町、防災関係機関が相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。 <u>この際、町は、国、北海道及び防災関係機関と連携し、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成し、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> <u>さらに、不意に襲ってくる大災害から一人でも多くの命を救うために、水防体制の整備や消防力の向上、防災資機材等の分散備蓄、また、避難所施設の機能強化を図るための、太陽光発電その他再生可能エネルギーの活用など「公助」の推進に取り組むとともに、被害を最小限にとどめるための「自助・共助」として、防災教育や自主防災活動、避難所運営などの対策を進めていく必要がある。</u> また、災害に強いまちづくりを進めるため、建築物の耐震対策、避難所の非常電源設備の整備、土砂災害対策などの防災対策を進めるとともに、ハード対策に過度に依存せず、減災の観点からのソフト対策の強化を行う。				第4章 災害予防計画 (略) 防災・減災対策は、住民、町、防災関係機関が相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。 <u>この際、町は、国、北海道及び防災関係機関と連携し、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成し、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> <u>さらに、不意に襲ってくる大災害から一人でも多くの命を救うために、水防体制の整備や消防力の向上、防災資機材等の分散備蓄、また、避難所施設の機能強化を図るための、太陽光発電その他再生可能エネルギーの活用など「公助」の推進に取り組むとともに、被害を最小限にとどめるための「自助・共助」として、防災教育や自主防災活動、避難所運営などの対策を進めていく必要がある。</u> また、災害に強いまちづくりを進めるため、建築物の耐震対策、避難所の非常電源設備の整備、土砂災害対策などの防災対策を進めるとともに、ハード対策に過度に依存せず、減災の観点からのソフト対策の強化を行う。				・タイムライン 防災の運用位置 付け	
25	第2節 消防計画 胆振東部消防組合の消防計画の定めるところにより、火災の発生を予防し、火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、必要な事項を定めるものとする。				第2節 消防計画 胆振東部消防組合の消防計画の定めるところにより、火災の発生を予防し、火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、必要な事項を定めるものとする。 <u>また、現消防庁舎は、厚真川の洪水浸水想定区域内にあり、建物の保全に関し、脆弱であることから施設の健全性及び消防機能を最大限発揮・維持するため、令和8年3月に庁舎の新設・移転を行う。</u>				第2節 消防計画 胆振東部消防組合の消防計画の定めるところにより、火災の発生を予防し、火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、必要な事項を定めるものとする。 <u>また、現消防庁舎は、厚真川の洪水浸水想定区域内にあり、建物の保全に関し、脆弱であることから施設の健全性及び消防機能を最大限発揮・維持するため、令和8年3月に庁舎の新設・移転を行う。</u>				・消防庁舎の新 設・移転を追記	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
28	第3節 雪害予防計画 (略) 4 東日本電信電話(株)北海道支店は、通信施設の雪害防止と、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、施設の改善応急対策の強化等を図るものとする。 5 北海道電力ネットワーク(株)苫小牧支店は、電力施設の雪害防止のため、送電線冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。	第3節 雪害予防計画 (略) 4 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店は、通信施設の雪害防止と、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、施設の改善応急対策の強化等を図るものとする。 5 北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店は、電力施設の雪害防止のため、送電線冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。	・名称の修正
31	第5節 避難体制整備計画 4 町における避難計画の策定等 (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 (略) <u>また、町は道からの避難指示等の発令基準の策定について支援を受けるなど、町の防災体制確保を行うものとする。</u>	第5節 避難体制整備計画 4 町における避難計画の策定等 (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 (略) <u>この際、防災行動計画（タイムライン）を活用し、防災関係機関と連携した避難判断、対応行動を行うものとする。</u>	・タイムライン 防災の運用を位置付け
32	(3) 町等の避難計画 オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (略) エ 房及び発電機用燃料の確保	(3) 町等の避難計画 オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (略) エ <u>暖房</u> 及び発電機用燃料の確保	・誤記修正
35	第8節 防災資機材等の整備計画 未記載	第8節 防災資機材等の整備計画 <u>4 備蓄計画</u> <u>本町において大規模災害等の発生への備え、災害時の食料等及び防災資機材等を確保のため、別に定める「厚真町備蓄計画」により、被災者等への物資の供給及び迅速な応急対策の実施に資する。</u>	・別冊備蓄計画 の追録に伴う追記
39	第10節 土砂災害予防計画 3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 (1) 警戒・避難に関する情報の収集 気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報(気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等)をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生情報を収集する。	第10節 土砂災害予防計画 3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 (1) 警戒・避難に関する情報の収集 気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報(気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等)をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生情報を収集する。 <u>また、厚真町水害対応タイムラインの運用の際は、関係機関と連携して避難情報の発令判断や住民への伝達・周知などを適切に行うものとする。</u>	タイムライン 防災の運用に関する追記
41	第4章 災害予防計画 第11節 業務継続計画 2 業務継続計画（BCP）の策定 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。	第4章 災害予防計画 第11節 業務継続計画 2 業務継続計画（BCP）の策定 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。	・誤記修正
42	第4章 災害予防計画 第12節 積雪・寒冷対策計画 2 交通の確保 (1) 道路交通の確保 災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。 (2) 除雪体制の強化 ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。	第4章 災害予防計画 第12節 積雪・寒冷対策計画 2 交通の確保 (1) 道路交通の確保 災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、北海道開発局、道及び町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。 (2) 除雪体制の強化 ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び日高自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。	・誤記修正
46	未記載	<u>第16節 防災行動計画（タイムライン）の推進</u>	・タイムライン 防災の推進につ

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																																																																																	
		<p>台風の接近・通過、前線・低気圧の影響による大雨による水害から被害を最小化するため、町と防災関係機関が横断的に連携して、災害時に発生する状況を予め想定し、共有した上で各機関が取り組む防災行動をまとめた防災行動計画（タイムライン）により、人命の安全を確保する防災行動を実施するなど、災害対応力向上を目指し推進していく。</p> <p>また、町が運用する防災行動計画（タイムライン）と町内の地域特性に応じ作成するコミュニティタイムラインと連携したタイムライン防災を推進する。</p>	いて追記																																																																																																	
48	<p>第5章 災害応急対策計画 第1節 災害通信計画 2 気象予警報伝達系統図 (1) 注意報(基準値はいずれも予想値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">厚真川流域=18.8、軽舞川流域=9.9、知決辺川流域=6.8、ウクル川流域=7、頗美宇川流域=8.7、シュルク沢川流域=8.7、野安部川流域=6.3、近悦府川流域=4.2、日高幌内川流域=10.4、入鹿別川流域=13</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td colspan="2">厚真川流域=(5, 18.8)、軽舞川流域=(5, 9.9)、知決辺川流域=(5, 6.8)、ウクル川流域=(5, 7)、頗美宇川流域=(5, 8.7)、野安部川流域=(5, 5.7)、近悦府川流域=(5, 4.2)、日高幌内川流域=(5, 10.4)、入鹿別川流域=(5, 7.2)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報基準(基準値はいずれも予想値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">厚真川流域=24.9、軽舞川流域=14.1、知決辺川流域=8.5、ウクル川流域=10、頗美宇川流域=13.5、シュルク沢川流域=10.9、野安部川流域=12.5、近悦府川流域=5.5、日高幌内川流域=13.1、入鹿別川流域=16.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td colspan="2">厚真川流域=(6, 21.1)、軽舞川流域=(6, 12.6)、知決辺川流域=(6, 7.6)、ウクル川流域=(6, 9)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">鵠川〔鵠川〕</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準			大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	78	洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.8、軽舞川流域=9.9、知決辺川流域=6.8、ウクル川流域=7、頗美宇川流域=8.7、シュルク沢川流域=8.7、野安部川流域=6.3、近悦府川流域=4.2、日高幌内川流域=10.4、入鹿別川流域=13		複合基準	厚真川流域=(5, 18.8)、軽舞川流域=(5, 9.9)、知決辺川流域=(5, 6.8)、ウクル川流域=(5, 7)、頗美宇川流域=(5, 8.7)、野安部川流域=(5, 5.7)、近悦府川流域=(5, 4.2)、日高幌内川流域=(5, 10.4)、入鹿別川流域=(5, 7.2)		(略)	(略)	(略)	(略)	種類	発表基準			大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	154	洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=24.9、軽舞川流域=14.1、知決辺川流域=8.5、ウクル川流域=10、頗美宇川流域=13.5、シュルク沢川流域=10.9、野安部川流域=12.5、近悦府川流域=5.5、日高幌内川流域=13.1、入鹿別川流域=16.3		複合基準	厚真川流域=(6, 21.1)、軽舞川流域=(6, 12.6)、知決辺川流域=(6, 7.6)、ウクル川流域=(6, 9)		指定河川洪水予報による基準	鵠川〔鵠川〕		(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第5章 災害応急対策計画 第1節 災害通信計画 2 気象予警報伝達系統図 (1) 注意報(基準値はいずれも予想値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">厚真川流域=18.5、軽舞川流域=9.9、知決辺川流域=6.6、ウクル川流域=7、頗美宇川流域=8.7、シュルク沢川流域=8.7、野安部川流域=6.3、近悦府川流域=4.2、日高幌内川流域=10.4、入鹿別川流域=13</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td colspan="2">厚真川流域=(5, 14.8)、軽舞川流域=(5, 9.9)、知決辺川流域=(5, 5.3)、ウクル川流域=(5, 7)、頗美宇川流域=(5, 8.7)、野安部川流域=(5, 4.6)、近悦府川流域=(5, 4.2)、日高幌内川流域=(5, 10.4)、入鹿別川流域=(5, 13)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報基準(基準値はいずれも予想値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">厚真川流域=24.9、軽舞川流域=14.1、知決辺川流域=8.3、ウクル川流域=10、頗美宇川流域=13.5、シュルク沢川流域=10.9、野安部川流域=12.5、近悦府川流域=5.3、日高幌内川流域=13.1、入鹿別川流域=16.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td colspan="2">厚真川流域=(5, 20.8)、軽舞川流域=(5, 12.6)、知決辺川流域=(5, 7.4)、ウクル川流域=(5, 9)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">鵠川〔鵠川〕</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準			大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	77	洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.5、軽舞川流域=9.9、知決辺川流域=6.6、ウクル川流域=7、頗美宇川流域=8.7、シュルク沢川流域=8.7、野安部川流域=6.3、近悦府川流域=4.2、日高幌内川流域=10.4、入鹿別川流域=13		複合基準	厚真川流域=(5, 14.8)、軽舞川流域=(5, 9.9)、知決辺川流域=(5, 5.3)、ウクル川流域=(5, 7)、頗美宇川流域=(5, 8.7)、野安部川流域=(5, 4.6)、近悦府川流域=(5, 4.2)、日高幌内川流域=(5, 10.4)、入鹿別川流域=(5, 13)		指定河川洪水予報による基準	-		(略)	(略)	(略)	(略)	種類	発表基準			大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	143	洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=24.9、軽舞川流域=14.1、知決辺川流域=8.3、ウクル川流域=10、頗美宇川流域=13.5、シュルク沢川流域=10.9、野安部川流域=12.5、近悦府川流域=5.3、日高幌内川流域=13.1、入鹿別川流域=16.3		複合基準	厚真川流域=(5, 20.8)、軽舞川流域=(5, 12.6)、知決辺川流域=(5, 7.4)、ウクル川流域=(5, 9)		指定河川洪水予報による基準	鵠川〔鵠川〕		(略)	(略)	(略)	(略)	・基準値改訂に伴う修正
種類	発表基準																																																																																																			
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6																																																																																																	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	78																																																																																																	
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.8、軽舞川流域=9.9、知決辺川流域=6.8、ウクル川流域=7、頗美宇川流域=8.7、シュルク沢川流域=8.7、野安部川流域=6.3、近悦府川流域=4.2、日高幌内川流域=10.4、入鹿別川流域=13																																																																																																		
	複合基準	厚真川流域=(5, 18.8)、軽舞川流域=(5, 9.9)、知決辺川流域=(5, 6.8)、ウクル川流域=(5, 7)、頗美宇川流域=(5, 8.7)、野安部川流域=(5, 5.7)、近悦府川流域=(5, 4.2)、日高幌内川流域=(5, 10.4)、入鹿別川流域=(5, 7.2)																																																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
種類	発表基準																																																																																																			
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13																																																																																																	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	154																																																																																																	
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=24.9、軽舞川流域=14.1、知決辺川流域=8.5、ウクル川流域=10、頗美宇川流域=13.5、シュルク沢川流域=10.9、野安部川流域=12.5、近悦府川流域=5.5、日高幌内川流域=13.1、入鹿別川流域=16.3																																																																																																		
	複合基準	厚真川流域=(6, 21.1)、軽舞川流域=(6, 12.6)、知決辺川流域=(6, 7.6)、ウクル川流域=(6, 9)																																																																																																		
	指定河川洪水予報による基準	鵠川〔鵠川〕																																																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
種類	発表基準																																																																																																			
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6																																																																																																	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	77																																																																																																	
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.5、軽舞川流域=9.9、知決辺川流域=6.6、ウクル川流域=7、頗美宇川流域=8.7、シュルク沢川流域=8.7、野安部川流域=6.3、近悦府川流域=4.2、日高幌内川流域=10.4、入鹿別川流域=13																																																																																																		
	複合基準	厚真川流域=(5, 14.8)、軽舞川流域=(5, 9.9)、知決辺川流域=(5, 5.3)、ウクル川流域=(5, 7)、頗美宇川流域=(5, 8.7)、野安部川流域=(5, 4.6)、近悦府川流域=(5, 4.2)、日高幌内川流域=(5, 10.4)、入鹿別川流域=(5, 13)																																																																																																		
	指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
種類	発表基準																																																																																																			
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13																																																																																																	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	143																																																																																																	
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=24.9、軽舞川流域=14.1、知決辺川流域=8.3、ウクル川流域=10、頗美宇川流域=13.5、シュルク沢川流域=10.9、野安部川流域=12.5、近悦府川流域=5.3、日高幌内川流域=13.1、入鹿別川流域=16.3																																																																																																		
	複合基準	厚真川流域=(5, 20.8)、軽舞川流域=(5, 12.6)、知決辺川流域=(5, 7.4)、ウクル川流域=(5, 9)																																																																																																		
	指定河川洪水予報による基準	鵠川〔鵠川〕																																																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
49	<p>第5章 災害応急対策計画 3 気象及び災害情報の伝達方法 (2) 夜間、休日等における気象予警報の取扱 (略)</p> <p>この際、北海道防災情報システム及びFAX等の故障により、発表された連絡票を受信できない場合は、電話等により聞き取った内容を様式1により整理しておくものとする。</p>	<p>第5章 災害応急対策計画 3 気象及び災害情報の伝達方法 (2) 夜間、休日等における気象予警報の取扱 (略)</p> <p>この際、北海道総合防災情報システム及びFAX等の故障により、発表された連絡票を受信できない場合は、電話等により聞き取った内容を様式1により整理しておくものとする。</p>	・システム名の誤記修正																																																																																																	

改訂案の頁	現行計画 (旧)	改訂案 (新)	理 由																																																																																
51	<p>4 災害情報通信計画</p> <p>別図 災害情報連絡系統図</p>	<p>4 災害情報通信計画</p> <p>別図 災害情報連絡系統図</p>	<p>・名称の修正</p>																																																																																
51	<p>4 災害情報通信計画</p> <p>(2) 防災会議構成機関の情報連絡責任者 ＜防災会議構成機関の情報連絡責任者＞</p> <table border="1" data-bbox="335 1522 1427 1890"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> <th>連絡責任者(職名)</th> <th>代理者(職名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭開発建設部苫小牧道路事務所</td> <td>0144-72-5165</td> <td>第1工務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苫小牧海上保安署</td> <td>0144-33-0118</td> <td>次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚真郵便局</td> <td>0145-27-2661</td> <td>局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊</td> <td>0123-23-5131</td> <td>第3係主任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局地域創生部地域政策課</td> <td>0143-24-9570</td> <td>防災係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室蘭建設管理部苫小牧出張所</td> <td>0144-32-3171</td> <td>所長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苫小牧警察署</td> <td>0144-35-0110</td> <td>警備課長</td> <td>警備係長</td> </tr> <tr> <td>厚真町社会福祉協議会</td> <td>0145-26-7501</td> <td>事務局長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)	室蘭開発建設部苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長		苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長		厚真郵便局	0145-27-2661	局長		陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任		胆振総合振興局地域創生部地域政策課	0143-24-9570	防災係長		室蘭建設管理部苫小牧出張所	0144-32-3171	所長		苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長	厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長		<p>4 災害情報通信計画</p> <p>(2) 防災会議構成機関の情報連絡責任者 ＜防災会議構成機関の情報連絡責任者＞</p> <table border="1" data-bbox="1439 1522 2570 1890"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> <th>連絡責任者(職名)</th> <th>代理者(職名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭開発建設部苫小牧道路事務所</td> <td>0144-72-5165</td> <td>第1工務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苫小牧海上保安署</td> <td>0144-33-0118</td> <td>次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚真郵便局</td> <td>0145-27-2661</td> <td>局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊</td> <td>0123-23-5131</td> <td>第3係主任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局地域創生部危機対策室</td> <td>0143-24-9570</td> <td>主査(危機対策)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室蘭建設管理部苫小牧出張所</td> <td>0144-32-3171</td> <td>所長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苫小牧警察署</td> <td>0144-35-0110</td> <td>警備課長</td> <td>警備係長</td> </tr> <tr> <td>厚真町社会福祉協議会</td> <td>0145-26-7501</td> <td>事務局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚真町教育委員会</td> <td>0145-27-2321</td> <td>生涯学習課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胆振東部消防組合消防署厚真支署</td> <td>0145-26-7119</td> <td>厚真支署長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)	室蘭開発建設部苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長		苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長		厚真郵便局	0145-27-2661	局長		陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任		胆振総合振興局地域創生部危機対策室	0143-24-9570	主査(危機対策)		室蘭建設管理部苫小牧出張所	0144-32-3171	所長		苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長	厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長		厚真町教育委員会	0145-27-2321	生涯学習課長		胆振東部消防組合消防署厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長		<p>・名称の修正</p>
機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)																																																																																
室蘭開発建設部苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長																																																																																	
苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長																																																																																	
厚真郵便局	0145-27-2661	局長																																																																																	
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任																																																																																	
胆振総合振興局地域創生部地域政策課	0143-24-9570	防災係長																																																																																	
室蘭建設管理部苫小牧出張所	0144-32-3171	所長																																																																																	
苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長																																																																																
厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長																																																																																	
機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)																																																																																
室蘭開発建設部苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長																																																																																	
苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長																																																																																	
厚真郵便局	0145-27-2661	局長																																																																																	
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任																																																																																	
胆振総合振興局地域創生部危機対策室	0143-24-9570	主査(危機対策)																																																																																	
室蘭建設管理部苫小牧出張所	0144-32-3171	所長																																																																																	
苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長																																																																																
厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長																																																																																	
厚真町教育委員会	0145-27-2321	生涯学習課長																																																																																	
胆振東部消防組合消防署厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長																																																																																	

改訂案の頁	現行計画 (旧)	改訂案 (新)	理 由																																																																																																																											
	<table border="1"> <tr><td>厚真町教育委員会</td><td>0145-27-2321</td><td>生涯学習課長</td><td></td></tr> <tr><td>胆振東部消防組合厚真支署</td><td>0145-26-7119</td><td>厚真支署長</td><td></td></tr> <tr><td>胆振東部消防組合厚真消防団</td><td>0145-26-7119</td><td>厚真支署長</td><td></td></tr> <tr><td>とまこまい広域農業協同組合</td><td>0145-27-2241</td><td>厚真支所長</td><td></td></tr> <tr><td>厚真町土地改良区</td><td>0145-27-2610</td><td>参事</td><td></td></tr> <tr><td>苫小牧広域森林組合厚真支所</td><td>0145-27-2429</td><td>厚真支所長</td><td></td></tr> <tr><td>鶴川漁業協同組合</td><td>0145-28-2131</td><td>副組合長理事</td><td></td></tr> <tr><td>厚真町商工会</td><td>0145-27-2456</td><td>事務局長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道電力ネットワーク(株) <u>苫小牧支店</u></td><td>0144-37-8151</td><td>支店長</td><td>業務部長</td></tr> <tr><td>東日本電信電話(株)北海道 <u>支店</u> (委任機関)</td><td>011-212-4466</td><td>設備部災害対策室長</td><td></td></tr> <tr><td>(株)ドコモCS北海道 北海道南支店</td><td>0138-86-5865</td><td>総括担当</td><td></td></tr> <tr><td>あつまバス(株)</td><td>0145-27-2311</td><td>代表取締役</td><td></td></tr> </table>	厚真町教育委員会	0145-27-2321	生涯学習課長		胆振東部消防組合厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長		胆振東部消防組合厚真消防団	0145-26-7119	厚真支署長		とまこまい広域農業協同組合	0145-27-2241	厚真支所長		厚真町土地改良区	0145-27-2610	参事		苫小牧広域森林組合厚真支所	0145-27-2429	厚真支所長		鶴川漁業協同組合	0145-28-2131	副組合長理事		厚真町商工会	0145-27-2456	事務局長		北海道電力ネットワーク(株) <u>苫小牧支店</u>	0144-37-8151	支店長	業務部長	東日本電信電話(株)北海道 <u>支店</u> (委任機関)	011-212-4466	設備部災害対策室長		(株)ドコモCS北海道 北海道南支店	0138-86-5865	総括担当		あつまバス(株)	0145-27-2311	代表取締役		<table border="1"> <tr><td>胆振東部消防組合厚真消防団</td><td>0145-26-7119</td><td>厚真支署長</td><td></td></tr> <tr><td>とまこまい広域農業協同組合</td><td>0145-27-2241</td><td>厚真支所長</td><td></td></tr> <tr><td>厚真町土地改良区</td><td>0145-27-2610</td><td>参事</td><td></td></tr> <tr><td>苫小牧広域森林組合厚真支所</td><td>0145-27-2429</td><td>厚真支所長</td><td></td></tr> <tr><td>鶴川漁業協同組合</td><td>0145-28-2131</td><td>副組合長理事</td><td></td></tr> <tr><td>厚真町商工会</td><td>0145-27-2456</td><td>事務局長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道電力ネットワーク(株) <u>道央南統括支店</u></td><td>0144-37-8151</td><td>支店長</td><td>業務部長</td></tr> <tr><td>東日本電信電話(株)北海道 <u>事業部</u> (委任機関)</td><td>011-212-4466</td><td>設備部災害対策室長</td><td></td></tr> <tr><td>(株)ドコモCS北海道 北海道南支店</td><td>0138-86-5865</td><td>総括担当</td><td></td></tr> <tr><td>あつまバス(株)</td><td>0145-27-2311</td><td>代表取締役</td><td></td></tr> </table>	胆振東部消防組合厚真消防団	0145-26-7119	厚真支署長		とまこまい広域農業協同組合	0145-27-2241	厚真支所長		厚真町土地改良区	0145-27-2610	参事		苫小牧広域森林組合厚真支所	0145-27-2429	厚真支所長		鶴川漁業協同組合	0145-28-2131	副組合長理事		厚真町商工会	0145-27-2456	事務局長		北海道電力ネットワーク(株) <u>道央南統括支店</u>	0144-37-8151	支店長	業務部長	東日本電信電話(株)北海道 <u>事業部</u> (委任機関)	011-212-4466	設備部災害対策室長		(株)ドコモCS北海道 北海道南支店	0138-86-5865	総括担当		あつまバス(株)	0145-27-2311	代表取締役																																					
厚真町教育委員会	0145-27-2321	生涯学習課長																																																																																																																												
胆振東部消防組合厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長																																																																																																																												
胆振東部消防組合厚真消防団	0145-26-7119	厚真支署長																																																																																																																												
とまこまい広域農業協同組合	0145-27-2241	厚真支所長																																																																																																																												
厚真町土地改良区	0145-27-2610	参事																																																																																																																												
苫小牧広域森林組合厚真支所	0145-27-2429	厚真支所長																																																																																																																												
鶴川漁業協同組合	0145-28-2131	副組合長理事																																																																																																																												
厚真町商工会	0145-27-2456	事務局長																																																																																																																												
北海道電力ネットワーク(株) <u>苫小牧支店</u>	0144-37-8151	支店長	業務部長																																																																																																																											
東日本電信電話(株)北海道 <u>支店</u> (委任機関)	011-212-4466	設備部災害対策室長																																																																																																																												
(株)ドコモCS北海道 北海道南支店	0138-86-5865	総括担当																																																																																																																												
あつまバス(株)	0145-27-2311	代表取締役																																																																																																																												
胆振東部消防組合厚真消防団	0145-26-7119	厚真支署長																																																																																																																												
とまこまい広域農業協同組合	0145-27-2241	厚真支所長																																																																																																																												
厚真町土地改良区	0145-27-2610	参事																																																																																																																												
苫小牧広域森林組合厚真支所	0145-27-2429	厚真支所長																																																																																																																												
鶴川漁業協同組合	0145-28-2131	副組合長理事																																																																																																																												
厚真町商工会	0145-27-2456	事務局長																																																																																																																												
北海道電力ネットワーク(株) <u>道央南統括支店</u>	0144-37-8151	支店長	業務部長																																																																																																																											
東日本電信電話(株)北海道 <u>事業部</u> (委任機関)	011-212-4466	設備部災害対策室長																																																																																																																												
(株)ドコモCS北海道 北海道南支店	0138-86-5865	総括担当																																																																																																																												
あつまバス(株)	0145-27-2311	代表取締役																																																																																																																												
54	<p>〔災害情報等報告取扱要領〕</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">災害情報</th> </tr> <tr> <th>報告時限</th> <th>月 日 時 分現在</th> <th>発信日時</th> <th>月 日 時 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発信機関</td> <td></td> <td>受信機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発信 <u>担当者</u></td> <td></td> <td>受信担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>発生日時</td> <td>月 日 時 分</td> <td>災害の原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象等の状況</td> <td>雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>交通・通信・水道等</u>の状況</td> <td>道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><u>応急措置の状況</u></td> <td>(1) 災害対策本部の設置</td> <td colspan="2">月 日 時 分 設置</td> </tr> <tr> <td>(2) 災害救助法適用の状況</td> <td colspan="2">(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) 避難の状況</td> <td>区分</td> <td>地区名</td> <td>避難場所</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主避難</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 自衛隊派遣の要請状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(5) その他の措置の状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	災害情報				報告時限	月 日 時 分現在	発信日時	月 日 時 分	発信機関		受信機関		発信 <u>担当者</u>		受信担当者		発生場所				発生日時	月 日 時 分	災害の原因		気象等の状況	雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他			<u>交通・通信・水道等</u> の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他			<u>応急措置の状況</u>	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置		(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)		(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所	避難指示			<u>避難勧告</u>			自主避難			(4) 自衛隊派遣の要請状況				(5) その他の措置の状況				<p>〔災害情報等報告取扱要領〕</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">災害情報</th> </tr> <tr> <th>報告時限</th> <th>月 日 時 分現在</th> <th>発信日時</th> <th>月 日 時 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発信機関</td> <td></td> <td>受信機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発信者 <u>(職・氏名)</u></td> <td></td> <td>受信担当者 <u>(職・氏名)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>発生日時</td> <td>月 日 時 分</td> <td>災害の原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象等の状況</td> <td>雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>ライフライン関係</u>の状況</td> <td>道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(3) 避難の状況</td> <td>(1) 災害対策本部の設置</td> <td colspan="2">月 日 時 分 設置</td> </tr> <tr> <td>(2) 災害救助法適用の状況</td> <td colspan="2">(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 避難の状況</td> <td>区分</td> <td>地区名</td> <td>避難場所</td> </tr> <tr> <td><u>緊急安全確保</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>高齢者等避難</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主避難</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 自衛隊派遣の要請状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(5) その他の措置の状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	災害情報				報告時限	月 日 時 分現在	発信日時	月 日 時 分	発信機関		受信機関		発信者 <u>(職・氏名)</u>		受信担当者 <u>(職・氏名)</u>		発生場所				発生日時	月 日 時 分	災害の原因		気象等の状況	雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他			<u>ライフライン関係</u> の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他			(3) 避難の状況	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置		(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)		(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所	<u>緊急安全確保</u>			避難指示			<u>高齢者等避難</u>			自主避難			(4) 自衛隊派遣の要請状況				(5) その他の措置の状況				・道計画に整合
災害情報																																																																																																																														
報告時限	月 日 時 分現在	発信日時	月 日 時 分																																																																																																																											
発信機関		受信機関																																																																																																																												
発信 <u>担当者</u>		受信担当者																																																																																																																												
発生場所																																																																																																																														
発生日時	月 日 時 分	災害の原因																																																																																																																												
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他																																																																																																																													
<u>交通・通信・水道等</u> の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他																																																																																																																													
<u>応急措置の状況</u>	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置																																																																																																																												
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)																																																																																																																												
	(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所																																																																																																																										
		避難指示																																																																																																																												
		<u>避難勧告</u>																																																																																																																												
自主避難																																																																																																																														
(4) 自衛隊派遣の要請状況																																																																																																																														
(5) その他の措置の状況																																																																																																																														
災害情報																																																																																																																														
報告時限	月 日 時 分現在	発信日時	月 日 時 分																																																																																																																											
発信機関		受信機関																																																																																																																												
発信者 <u>(職・氏名)</u>		受信担当者 <u>(職・氏名)</u>																																																																																																																												
発生場所																																																																																																																														
発生日時	月 日 時 分	災害の原因																																																																																																																												
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他																																																																																																																													
<u>ライフライン関係</u> の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他																																																																																																																													
(3) 避難の状況	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置																																																																																																																												
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)																																																																																																																												
	(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所																																																																																																																										
		<u>緊急安全確保</u>																																																																																																																												
		避難指示																																																																																																																												
<u>高齢者等避難</u>																																																																																																																														
自主避難																																																																																																																														
(4) 自衛隊派遣の要請状況																																																																																																																														
(5) その他の措置の状況																																																																																																																														

改訂案の頁	現行計画 (旧)						改訂案 (新)						理由		
	(6) 応急対策出動人員		(7) 出動人員		(4) 主な活動状況		(6) 応急対策出動人員		(7) 出動人員		(4) 主な活動状況				
			市町村職員 名						市町村職員 名						
			消防職員 名						消防職員 名						
			消防団員 名						消防団員 名						
			その他(住民等) 名						その他(住民等) 名						
			計						計						
	その他		(今後の見通し)				その他		(今後の見通し)						
55	〔災害情報等報告取扱要領〕 別表2						〔災害情報等報告取扱要領〕 別表2						・道計画に整合		
	災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因				
	災害発生場所						災害発生場所								
	報告の时限		月 日 時 分現在		受信日時		月日時分		報告の时限		月日時分				
	発信機関						受信機関								
	発信者						受信者								
	項目		件数		被害総額(千円)		項目		件数		被害総額(千円)				
	人的被害	死者	1 氏名		農業被害	共同利用施設									
		行方不明	2 性別				営農施設								
		重傷	3 年齢				その他								
		軽傷	4 原因				計								
		計													
	住家被害	全壊	棟数			土木被害	道工事	河川							
			世帯数						海岸						
			人員						砂防施設						
		半壊	棟数						道路						
			世帯数						橋梁						
			人員					小計							
		一部破損	棟数				市町村工事	河川							
			世帯数						道路						
			人員						橋梁						
		床上浸水	棟数				港湾								
	世帯数				漁港										
	人員				下水道										
	床下浸水	棟数			公園										
		世帯数			崖くずれ										
		人員			計										
	計	棟数			水産被害	漁船		沈没流出							
		世帯数						破損							
		人員						計							
	全壊	公共建物				漁港施設									
		その他				共同利用施設									
		計	公共建物			その他施設									
	半壊	公共建物				漁具(網)									
		その他				水産製品									
		計	公共建物			その他									
	農業被害	農地ha	田												
			畑												
		農作物ha	田												
			畑												

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																																																																																																					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">⑨商 工被 害</td> <td>工業</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">水道</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td>電話</td> <td>回線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td>電気</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">⑩公 立学 校施 設被 害</td> <td>小学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td>ガス</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td>ブロック 塀等</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td>都市施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 文教施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">被害総額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>り災世帯数</td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">火 災 発 生</td> <td>建物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>り災者数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>危険物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防職員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>消防団員出動延 人数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害 対策 本部 の設 置状 況</td> <td colspan="2">町名</td> <td>名称</td> <td>設置日時</td> <td colspan="3">廃止日時</td> </tr> <tr> <td colspan="9"> <u>補足資料（※別業報告）</u> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○被害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱 <u>注意</u> ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 <u>ほか</u> </td> </tr> </table>	⑨商 工被 害	工業	件			水道	戸			その他	件			電話	回線			計	件			電気	戸			⑩公 立学 校施 設被 害	小学校	箇所			ガス	戸			中学校	箇所			ブロック 塀等	箇所			高校	箇所			都市施設	箇所			その他 文教施設	箇所							計	箇所			被害総額					り災世帯数	世帯			火 災 発 生	建物	件			り災者数	人			危険物	件							その他	件			消防職員出動延人数	人			消防団員出動延 人数	人			災害 対策 本部 の設 置状 況	町名		名称	設置日時	廃止日時			<u>補足資料（※別業報告）</u> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○被害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱 <u>注意</u> ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 <u>ほか</u>									
⑨商 工被 害	工業	件				水道	戸																																																																																																																	
	その他	件					電話		回線																																																																																																															
	計	件			電気		戸																																																																																																																	
⑩公 立学 校施 設被 害	小学校	箇所			ガス	戸																																																																																																																		
	中学校	箇所			ブロック 塀等	箇所																																																																																																																		
	高校	箇所			都市施設	箇所																																																																																																																		
	その他 文教施設	箇所																																																																																																																						
	計	箇所			被害総額																																																																																																																			
	り災世帯数	世帯			火 災 発 生	建物	件																																																																																																																	
	り災者数	人				危険物	件																																																																																																																	
						その他	件																																																																																																																	
	消防職員出動延人数	人			消防団員出動延 人数	人																																																																																																																		
災害 対策 本部 の設 置状 況	町名		名称	設置日時	廃止日時																																																																																																																			
<u>補足資料（※別業報告）</u> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○被害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱 <u>注意</u> ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 <u>ほか</u>																																																																																																																								
57	別表3 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害 死者</td> <td>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、<u>た後48時間以内に</u>死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) <u>C</u>町の者が隣接の<u>D</u>町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、<u>D</u>町の死亡者として取り扱う。（行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し<u>市町村</u>と警察の調査が一致すること。</td> </tr> <tr> <td>行方不明</td> <td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1) 死亡欄の(2)、(3)を参照</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの (1) <u>負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判定基準	人的被害 死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、 <u>た後48時間以内に</u> 死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) <u>C</u> 町の者が隣接の <u>D</u> 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、 <u>D</u> 町の死亡者として取り扱う。（行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し <u>市町村</u> と警察の調査が一致すること。	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1) 死亡欄の(2)、(3)を参照	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの (1) <u>負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</u>	別表3 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 人的被害 死者</td> <td>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、<u>死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</u> (2) <u>A</u>町の者が隣接の<u>B</u>町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、<u>B</u>町の死亡者として取り扱う。（行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し<u>町</u>と警察の調査が一致すること。</td> </tr> <tr> <td>災害関連死</td> <td><u>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</u></td> </tr> <tr> <td>行方不明</td> <td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死亡欄の(2)、(3)を参照</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療（<u>入院、通院、自宅療養等</u>）を受け、</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判定基準	① 人的被害 死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、 <u>死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</u> (2) <u>A</u> 町の者が隣接の <u>B</u> 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、 <u>B</u> 町の死亡者として取り扱う。（行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し <u>町</u> と警察の調査が一致すること。	災害関連死	<u>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</u>	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死亡欄の(2)、(3)を参照	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療（ <u>入院、通院、自宅療養等</u> ）を受け、	・道計画に整合																																																																																																			
被害区分	判定基準																																																																																																																							
人的被害 死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、 <u>た後48時間以内に</u> 死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) <u>C</u> 町の者が隣接の <u>D</u> 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、 <u>D</u> 町の死亡者として取り扱う。（行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し <u>市町村</u> と警察の調査が一致すること。																																																																																																																							
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1) 死亡欄の(2)、(3)を参照																																																																																																																							
重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの (1) <u>負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</u>																																																																																																																							
被害区分	判定基準																																																																																																																							
① 人的被害 死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、 <u>死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</u> (2) <u>A</u> 町の者が隣接の <u>B</u> 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、 <u>B</u> 町の死亡者として取り扱う。（行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し <u>町</u> と警察の調査が一致すること。																																																																																																																							
災害関連死	<u>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</u>																																																																																																																							
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死亡欄の(2)、(3)を参照																																																																																																																							
重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療（ <u>入院、通院、自宅療養等</u> ）を受け、																																																																																																																							

改訂案の頁		現行計画（旧）		改訂案（新）		理 由
			(2) 死亡欄の(2)、(3)を参照 災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死亡欄の(2)、(3)を参照		又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)、(3)を参照	
	軽傷者			軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅療養等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)、(3)を参照	
	住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全て住家とする。	② 住家被害	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。	
		世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。	
		全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度(家財道具は含まない。)のもの (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度(家財道具は含まない。)のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。	
		半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損害部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損害部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	
		一部損壊	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	一部損壊	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	
		床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	
		床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	
	非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。	③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。	

改訂案の頁	現行計画（旧）		改訂案（新）		理 由
		(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付属する建物の意味であつて、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従つて、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	害	う。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付属する建物の意味であつて、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従つて、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
農業被害	農地	農地被害は、 <u>田畑が流出、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</u> (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつて2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつて5cm以上埋没した状態をいう。 <u>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</u> <u>(4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧の要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</u>	④ 農業被害	農地被害は、 <u>耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</u> (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、 <u>その筆における流入土砂の平均の厚さが粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</u> <u>(3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧の要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</u>	
	農作物	農作物が農地流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	農作物	農作物が農地流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 <u>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</u>	
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、 <u>農業用</u> 道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 <u>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>	
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 <u>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>	
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、種苗施設の被害をいう。	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、種苗施設の被害をいう。 <u>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>	
	その他	上記以外の農業被害、 <u>家畜、果樹(果実は含まない。)</u> 、草地、畜産物等をいう。	畜産被害	<u>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</u>	
土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止め又は海岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	⑤ 土木被害	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止め又は海岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する <u>こと。</u>	
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 <u>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>	
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。 <u>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>	
	道路	道路法 <u>第2条の規定により、</u> 道路管理者が維持管理する道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	地すべり防止施設	<u>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</u> <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
	橋梁	道路法 <u>第2条の規定により、</u> 道路管理者が維持管理する道路に架設した橋梁が、流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害を言う。 (1) 被害額の算出は、復旧工事に要する経費を計上すること。	急傾斜地崩壊防止施設	<u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</u> <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
	港湾	港湾法の規定に基づく水域、外かく施設、けい留施設 <u>又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。</u>	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上必要な輸送施設。			
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道			
	公園	都市公園法施行令第25条第各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽、いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 <u>又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。</u>			
林業	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。			
	治山施設	既設の治山施設をいう。			

改訂案の頁	現行計画（旧）		改訂案（新）		理由		
	被害	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。				
		林産物	<u>立木</u> 、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。				
		その他	苗種、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。				
	水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得 <u>価格</u> 又は復旧額とする。			橋梁	（1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 道路法に <u>基づき</u> 道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害を言う。 （1）被害額の算出は、復旧工事に要する経費を計上すること。
		漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。			港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
		共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。			漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上必要な輸送施設。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		その他施設	上記で個人（団体、会社含む）所有のものをいう。			下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。			公園	都市公園法施行令第31条第各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽、いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		水産製品	加工品、その他の製品をいう。			⑥ 漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得 <u>価額</u> 又は復旧額とする。
		衛生被害	水道			水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水・送水施設及び配水施設をいう。	漁港施設
	病院		病院、診療所、助産所等をいう。			共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	一般廃棄物処理施設		ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。			その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	商業被害	商業	<u>店舗</u> 、商品、原材料等をいう。			漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
		工業	工場等の <u>建物</u> 、原材料、製品、生産機械器具等をいう。			水産製品	加工品、その他の製品をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	公共文教被害	公立の小、中、高校のほか、 <u>大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園児</u> 等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	⑦ 林地			新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	社会教育施設	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	治山施設			既設の治山施設をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、 <u>精神薄弱者（児）</u> 福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設等をいう。	林道			林業経営基盤整備の施設道路をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	その他	都市施設	<u>街路、公園、下水道等の都市施設</u> をいう。			林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
		空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう			その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
			上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。			⑧ 水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水・送水施設及び配水施設をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
			病院			病院、診療所、助産所等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
			一般廃棄物処理施設			ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
			火葬場			火葬場をいう。	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																									
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑨ 商業 被害</td> <td>商業</td> <td>商品、原材料等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</u></td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑩公立学校施設被害</td> <td>公立の小、中、高校、<u>中等教育学校</u>、大学、<u>特別支援学校</u>、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑪社会教育施設被害</td> <td>図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑫社会福祉施設等被害</td> <td>老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、<u>知的障がい者(児)福祉施設</u>、児童母子福祉施設、生活保護施設、<u>介護老人保健施設</u>、<u>精神障がい者社会復帰施設</u>等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">⑬ そ の 他</td> <td>鉄道不通</td> <td><u>汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。</u></td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td><u>線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td>被害船舶</td> <td><u>ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td>空港</td> <td>空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td>水道(戸数)</td> <td><u>上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。</u></td> </tr> <tr> <td>電話(戸数)</td> <td><u>災害により通話不能となった電話の回線数をいう。</u></td> </tr> <tr> <td>電気(戸数)</td> <td><u>災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。</u></td> </tr> <tr> <td>ガス(戸数)</td> <td><u>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。</u></td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td><u>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td>都市施設</td> <td><u>街路等の都市施設をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上記の項目以外のもの特に報告を要すると思われるもの。</td> </tr> </table>			(1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	⑨ 商業 被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</u>	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。</u>		⑩公立学校施設被害	公立の小、中、高校、 <u>中等教育学校</u> 、大学、 <u>特別支援学校</u> 、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>		⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>		⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、 <u>知的障がい者(児)福祉施設</u> 、児童母子福祉施設、生活保護施設、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>精神障がい者社会復帰施設</u> 等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	⑬ そ の 他	鉄道不通	<u>汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。</u>	鉄道施設	<u>線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	被害船舶	<u>ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	水道(戸数)	<u>上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。</u>	電話(戸数)	<u>災害により通話不能となった電話の回線数をいう。</u>	電気(戸数)	<u>災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。</u>	ガス(戸数)	<u>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。</u>	ブロック塀等	<u>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	都市施設	<u>街路等の都市施設をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>			上記の項目以外のもの特に報告を要すると思われるもの。	
		(1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
⑨ 商業 被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</u>																																										
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。</u>																																										
	⑩公立学校施設被害	公立の小、中、高校、 <u>中等教育学校</u> 、大学、 <u>特別支援学校</u> 、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
	⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
	⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、 <u>知的障がい者(児)福祉施設</u> 、児童母子福祉施設、生活保護施設、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>精神障がい者社会復帰施設</u> 等をいう。 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
⑬ そ の 他	鉄道不通	<u>汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。</u>																																										
	鉄道施設	<u>線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
	被害船舶	<u>ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
	水道(戸数)	<u>上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。</u>																																										
	電話(戸数)	<u>災害により通話不能となった電話の回線数をいう。</u>																																										
	電気(戸数)	<u>災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。</u>																																										
	ガス(戸数)	<u>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。</u>																																										
	ブロック塀等	<u>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
	都市施設	<u>街路等の都市施設をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>																																										
			上記の項目以外のもの特に報告を要すると思われるもの。																																									
	66	<p>第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画 1 避難計画 (1) 避難実施責任者 エ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条） (7) 警察官又は海上保安官は、<u>イ</u>の(イ)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を<u>市町村</u>長に通知するものとする。</p> <p>(略) (2) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 ア 連絡 町、道（総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、第一管区海上保安本部(海上保安部)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。</p>	<p>第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画 1 避難計画 (1) 避難実施責任者 エ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条） (7) 警察官又は海上保安官は、<u>ア</u>の(イ)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を<u>町</u>長に通知するものとする。</p> <p>(略) (2) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 ア 連絡 町、道（総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、第一管区海上保安本部(海上保安部)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。</p>	・ 誤記修正																																								

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
67	第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画 1 避難計画 (3) 避難指示又は高齢者等避難の周知・伝達方法 イ 伝達方法 (ア) 防災行政用無線による伝達 (略) (キ) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、 <u>ワンセグ放送</u> 、新聞）への情報提供	第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画 1 避難計画 (3) 避難指示又は高齢者等避難の周知・伝達方法 イ 伝達方法 (ア) 防災行政用無線による伝達 (略) (キ) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞）への情報提供	・ワンセグ放送の終了に伴う修正
70	第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画 4 指定避難所の運営管理等 (12) <u>市町村</u> は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 以下（略）	第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画 4 指定避難所の運営管理等 (12) <u>町</u> は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 以下（略）	・誤記修正
71	第6節 食料供給計画 1 主要食料供給計画 (5) 要配慮者の食料対策 要配慮者の食料品は、 <u>出来るだけ</u> 食べやすいものを選定し、優先的に配給するものとする。	第6節 食料供給計画 1 主要食料供給計画 (5) 要配慮者の食料対策 要配慮者の食料品は、 <u>できるだけ</u> 食べやすいものを選定し、優先的に配給するものとする。	・文言の修正
75	第5章 災害応急対策計画 第9節 給水計画 2 給水方法 (3) 水源井戸を含む水道施設全部が被災した場合 (略) イ 搬送給水は、消防水槽車等又はトラックによるほか、必要に応じ自衛隊の支援を得て行う。	第5章 災害応急対策計画 第9節 給水計画 2 給水方法 (3) 水源井戸を含む水道施設全部が被災した場合 (略) イ 搬送給水は、消防水槽車等又はトラックによるほか、必要に応じ自衛隊、 <u>開発局</u> の支援を得て行う。	・支援可能な開発局を追加
75～81	未記載	<u>第10節 ライフラインの応急対策計画</u> <u>災害時において通信、交通、電力、ガス、上下水道のライフライン確保に関する事項については本計画の定めるところによる。</u> <u>1 実施責任者</u> <u>各機関等への応援・復旧依頼等は、総括部が実施するものとし、通信、交通、電力、ガスの復旧に関する細部の連絡調整は産業対策部行う。また、上下水道に関する復旧は建設対策部が行い、それぞれが連携してライフラインの確保に万全を期するものとする。</u> <u>2 応急対策</u> <u>(1) 災害通信</u> <u>ア 町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。</u> <u>また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。</u> <u>イ 連絡・通信手段</u> <u>庁内（災害対策本部）及び防災関係機関等との連絡・通信は、次の手段により行う。</u>	・ライフライン応急対策計画の追記

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）		理由				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 210 1887 241">区分</th> <th data-bbox="1887 210 2576 241">連絡・通信手段</th> </tr> </thead> </table>		区分	連絡・通信手段			
区分	連絡・通信手段							
		庁内（災害対策本部等）	① 電話（内線・外線） ② 衛星携帯電話 ③ 防災用携帯電話 ④ ファクシミリ（FAX） ⑤ メールマジック（職員一斉メール） ⑥ 電子メール ⑦ グループウェア ⑧ L o G oチャット（自治体専用チャット） ⑨ 防災行政無線（移動系） ⑩ 車両・徒歩					
		防災関係機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1656 577 1887 772">胆振総合振興局</th> <th data-bbox="1887 577 2576 772">連絡・通信手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> ① 北海道総合防災情報システム ② 電話（内外線） ③ 衛星携帯電話 ④ 防災用携帯電話 ⑤ ファックス ⑥ 電子メール </td> </tr> </tbody> </table>	胆振総合振興局	連絡・通信手段		① 北海道総合防災情報システム ② 電話（内外線） ③ 衛星携帯電話 ④ 防災用携帯電話 ⑤ ファックス ⑥ 電子メール	
胆振総合振興局	連絡・通信手段							
	① 北海道総合防災情報システム ② 電話（内外線） ③ 衛星携帯電話 ④ 防災用携帯電話 ⑤ ファックス ⑥ 電子メール							
		その他の関係機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1656 772 1887 934">その他の関係機関</th> <th data-bbox="1887 772 2576 934">連絡・通信手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> ① 電話（内外線） ② 衛星携帯電話 ③ 防災用携帯電話 ④ ファックス ⑤ 電子メール </td> </tr> </tbody> </table>	その他の関係機関	連絡・通信手段		① 電話（内外線） ② 衛星携帯電話 ③ 防災用携帯電話 ④ ファックス ⑤ 電子メール	
その他の関係機関	連絡・通信手段							
	① 電話（内外線） ② 衛星携帯電話 ③ 防災用携帯電話 ④ ファックス ⑤ 電子メール							
		<p>【備考】</p> <p>○ <u>災害等により回線が輻輳した場合、発信規制や接続規制といった通信規制が行われることから、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話を有効活用することに留意する。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いになることに留意</u></p> <p>ウ <u>通信途絶時等における措置</u> <u>通信の途絶又は通信が著しく困難な場合、通信の確保を図るため、必要により北海道総合通信局対し、次の措置について要請する。</u></p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 1192 1804 1224">区分</th> <th data-bbox="1804 1192 2576 1224">北海道総合通信局に連絡する内容</th> </tr> </thead> </table>		区分	北海道総合通信局に連絡する内容			
区分	北海道総合通信局に連絡する内容							
		移動通信機器の借受	① 借受申請者の氏名又は名称及び住所 ② 借受希望機種及び台数 ③ 使用場所 ④ 引渡場所及び返納場所 ⑤ 借受希望日及び期間					
		移動電源車の借受	① 借受申請者の氏名又は名称及び住所 ② 台数 ③ 使用目的及び必要とする理由 ④ 使用場所 ⑤ 借受期間 ⑥ 引渡場所					
		臨時災害放送局（災害FM）用機器の借受	① 借受申請者の氏名又は名称及び住所 ② 希望エリア ③ 使用目的 ④ 希望する使用開始日時 ⑤ 引渡場所及び返納場所 ⑥ 借受希望日及び期間					
		<p>【連絡先】</p> <p>総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451</p> <p>(2) <u>交通応急対策</u></p>						

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		<p>災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救護等の応急対策活動を迅速にための交通の確保については、本計画の定めるところによる。</p> <p><u>ア 交通応急対策の実施</u> 災害後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ胆振日高地域道路啓開計画等の道路啓開に関わる計画を確認・調整するなど事前の備えを推進する。</p> <p><u>(7) 北海道警察（札幌方面苫小牧警察署）</u> <u>a</u> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（日高自動車道を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。</p> <p><u>b</u> 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p><u>c</u> <u>b</u>項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p> <p><u>(イ) 苫小牧海上保安署</u> 海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。</p> <p><u>(ウ) 北海道開発局室蘭開発建設部（苫小牧道路事務所）</u> <u>a</u> 国道及び日高自動車道に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。</p> <p><u>b</u> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（日高自動車道を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。</p> <p><u>c</u> 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p><u>d</u> <u>c</u>項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p> <p><u>(エ) 北海道（胆振総合振興局）</u> <u>a</u> 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。</p> <p><u>b</u> 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。</p> <p><u>c</u> 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保につとめるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。</p> <p><u>(オ) 町（消防機関）</u> <u>a</u> 町が管理している道路で災害が発生した場合は、障害物の除去に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとと</p>	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		<p><u>もに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。</u> <u>また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。</u></p> <p>b <u>消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</u></p> <p>c <u>消防吏員は、b項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。</u> <u>この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</u></p> <p>(カ) <u>自衛隊</u> <u>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。</u></p> <p>a <u>自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。</u></p> <p>b <u>警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。</u></p> <p>c <u>現場の被災工作物等の除去等を実施すること。</u></p> <p>イ <u>道路の交通規制</u></p> <p>(7) <u>道路交通網の実態把握</u> <u>災害が発生した場合、道路管理者及び苫小牧警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に町内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。</u></p> <p>a <u>損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間</u></p> <p>b <u>迂回道路設定の可否及び可の場合の路線名、分岐点及び合流点</u></p> <p>c <u>交通混雑の状況及び通行の禁止又は制限を実施する必要性の有無</u></p> <p>d <u>被害道路の応急復旧の見通し</u></p> <p>e <u>その他参考となるべき事項</u></p> <p>(イ) <u>被害道路の応急復旧等の措置</u> <u>道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、苫小牧警察署その他の関係機関に連絡するとともに、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手、又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の啓開に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>被害道路等の交通規制の実施方法</u> <u>道路管理者及び苫小牧警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施するものとする。</u></p> <p>a <u>道路標識等を設置する。</u></p> <p>b <u>緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示により行う。</u></p> <p>(エ) <u>関係機関との連携及び部内外広報</u> <u>道路管理者及び苫小牧警察署が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、庁内及び町民等に対する広報により、周知・徹底を図るものとする。</u></p> <p>ウ <u>海上交通の確保</u> <u>苫小牧海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。</u></p> <p>(7) <u>船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。</u></p> <p>(イ) <u>海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。</u></p> <p>(ウ) <u>海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勸</u></p>	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		<p><u>告することができる。</u></p> <p><u>(エ) 水路の水深に異状を生じたとき認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、周知を図る。</u></p> <p><u>(オ) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</u></p> <p><u>エ 緊急輸送のための交通規制</u></p> <p><u>苫小牧警察署は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</u></p> <p><u>(7) 道路管理者への通知</u></p> <p><u>苫小牧警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。</u></p> <p><u>なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。</u></p> <p><u>(イ) 緊急通行車両の確認手続等</u></p> <p><u>a 確認場所</u></p> <p><u>基本法施行令第33条の規定に基づき知事又は道公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続は、車両の使用者の申出により、胆振総合振興局、苫小牧警察署及び交通検問所で行う。</u></p> <p><u>b 証明書及び標章の交付</u></p> <p><u>緊急通行車両であると確認したのものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。</u></p> <p><u>c 緊急通行車両</u></p> <p><u>緊急通行車両は、災害対策基本法規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。</u></p> <p><u>(a) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項</u></p> <p><u>(b) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関する事項</u></p> <p><u>(c) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項</u></p> <p><u>(d) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項</u></p> <p><u>(e) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項。</u></p> <p><u>(f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</u></p> <p><u>(g) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</u></p> <p><u>(h) 緊急輸送の確保に関する事項</u></p> <p><u>(i) その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(ウ) 規制除外車両</u></p> <p><u>民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、苫小牧警察署が認めたもの。</u></p> <p><u>a 確認手続</u></p> <p><u>苫小牧警察署は、車両使用者等の申し出により当該車両が規制除外車両であることの確認を行うものとする。</u></p> <p><u>この際、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取扱い、交通規制の対象から除外する。</u></p> <p><u>b 確認場所</u></p> <p><u>規制除外の確認は、苫小牧警察署及び交通検問所で行う。</u></p> <p><u>c 証明書及び標章の交付</u></p> <p><u>規制対象除外車両であると確認したのものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</u></p> <p><u>この際、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。</u></p>	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		<p>(エ) 規制除外車両の事前届出の対象とする車両</p> <p>a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両</p> <p>b 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両</p> <p>c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</p> <p>d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</p> <p>(オ) 放置車両対策</p> <p>a 苫小牧警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>b 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>(3) 電力施設災害応急計画</p> <p>北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、電力施設・施設被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社が定める「防災業務計画」によって両社が一体となり対策を講ずるものとする。</p> <p>ア 活動態勢</p> <p>発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を確立するものとする。</p> <p>イ 情報収集・提供</p> <p>所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町に連絡するものとする。</p> <p>また、本町の災害対策本部が設置された場合、必要により連絡員を派遣し、設備被害状況および復旧見込みなどの情報提供を行う。</p> <p>ウ 広報</p> <p>災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。</p> <p>エ 応急工事</p> <p>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。</p> <p>(4) ガス施設災害応急計画</p> <p>ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>(5) 上下水道施設対策計画</p> <p>災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧については、本計画の定めるところによる。</p> <p>ア 上水道施設の応急・復旧対策</p> <p>建設班（上下水道担当）は、上水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。</p> <p>(7) 応急対策</p> <p>a 被害調査</p> <p>(a) 管路施設は、導水管、送水管、配水本管、配水支管の順に調査を行う。</p> <p>(b) 浄水施設、浄水場、配水池の順に調査を行う。</p> <p>b 応急対策活動</p> <p>(a) 漏水を確認した時は、バルブ操作により水道水を確保する。</p> <p>(b) 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。</p> <p>(c) 原水から給水栓に至るまでの水質監視レベルを維持する。</p> <p>(イ) 復旧対策</p> <p>a 復旧に必要なリソースは、上下水道グループが所有するものや、自衛隊、公共団体、民間企業等の関係機関に応援要請を行い、不足となるリソースを確保する。</p>	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																							
		<p><u>b 災害時の広報</u> <u>(a) 広報の方法は、広報車、ホームページ等により町民に情報を発信する。</u> <u>(b) 広報の内容は、断水状況、開設している給水所、節水のお願いの情報</u></p> <p><u>c 各復旧対策順位</u> <u>(a) 水道管の復旧は、導水管、送水管、配水本管、配水支管の順に行う。</u> <u>(b) 水道施設の復旧は、取水施設、浄水場、配水池の順に行う。</u> <u>(c) 被害状況等により(a) (b)に示した順に復旧を行わない場合もある。</u></p> <p><u>イ 下水道施設の応急・復旧対策</u> <u>建設班・上下水道担当は、下水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。</u></p> <p><u>(7) 応急対策</u> <u>a 被害調査</u> <u>被災後、建設班（上下水道担当）は、直ちに施設の被害調査を行う。</u></p> <p><u>b 応急対策活動</u> <u>(a) 汚水管きよは、汚水の流下に支障のないよう移動式ポンプを配置する。</u> <u>(b) 厚真町浄化センターが停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替える。</u> <u>(c) 厚真町浄化センターが破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行う。</u> <u>(d) 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。</u></p> <p><u>(i) 復旧対策</u> <u>a 資機材、車両、人材の確保</u> <u>(a) 資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。また、必要に応じて民間企業等、他市町村等の下水道事業者の協力を得る。</u> <u>(b) 工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限にとどめるよう状況に応じた措置をとることを指示する。</u></p> <p><u>b 災害時の広報</u> <u>町民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置を広報する。</u></p>																																								
81	第10節 医療及び助産計画	第11節 医療及び助産計画	・章番号の修正																																							
82	第11節 防疫計画	第12節 防疫計画	・章番号の修正																																							
83	第12節 廃棄物等処理計画	第13節 廃棄物等処理計画	・章番号の修正																																							
85	第13節 家庭動物等対策計画	第14節 家庭動物等対策計画	・章番号の修正																																							
85	第14節 行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画	第15節 行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画	・章番号の修正																																							
87	第15節 障害物除去計画	第16節 障害物除去計画	・章番号の修正																																							
87	第16節 輸送計画	第17節 輸送計画	・章番号の修正																																							
88	第5章 災害応急対策計画 第16節 輸送計画 2 災害時輸送の方法 別表 ヘリポート指定場所	第5章 災害応急対策計画 第17節 輸送計画 2 災害時輸送の方法 別表 ヘリポート指定場所	・室蘭開発建設部の指摘を受けた修正																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名 (所在地)</th> <th>役場からの 方向距離(km)</th> <th>位置座標 (上段：緯度・経度) (下段：UTM座標)</th> <th>標高</th> <th>施設管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>町営野球場 (字本郷283番地の1)</td> <td>北西 1.3km</td> <td>42.729751, 141.862614 54TWN7062-3117</td> <td>17.2m</td> <td>厚真町</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名 (所在地)	役場からの 方向距離(km)	位置座標 (上段：緯度・経度) (下段：UTM座標)	標高	施設管理者	(略)					町営野球場 (字本郷283番地の1)	北西 1.3km	42.729751, 141.862614 54TWN7062-3117	17.2m	厚真町	(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名 (所在地)</th> <th>役場からの 方向距離(km)</th> <th>位置座標 (上段：緯度・経度) (下段：UTM座標)</th> <th>標高</th> <th>施設管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>町営かしわ公園野球場 (字本郷283番地の1)</td> <td>北西 1.3km</td> <td>42.729751, 141.862614 54TWN7062-3117</td> <td>17.2m</td> <td>厚真町</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名 (所在地)	役場からの 方向距離(km)	位置座標 (上段：緯度・経度) (下段：UTM座標)	標高	施設管理者	(略)					町営かしわ公園野球場 (字本郷283番地の1)	北西 1.3km	42.729751, 141.862614 54TWN7062-3117	17.2m	厚真町	(略)				
施設名 (所在地)	役場からの 方向距離(km)	位置座標 (上段：緯度・経度) (下段：UTM座標)	標高	施設管理者																																						
(略)																																										
町営野球場 (字本郷283番地の1)	北西 1.3km	42.729751, 141.862614 54TWN7062-3117	17.2m	厚真町																																						
(略)																																										
施設名 (所在地)	役場からの 方向距離(km)	位置座標 (上段：緯度・経度) (下段：UTM座標)	標高	施設管理者																																						
(略)																																										
町営かしわ公園野球場 (字本郷283番地の1)	北西 1.3km	42.729751, 141.862614 54TWN7062-3117	17.2m	厚真町																																						
(略)																																										

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由						
	未記載	<p><u>(4) 海上輸送拠点（受入港）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾名（所在地）</th> <th>航路</th> <th>船社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苫小牧港東港区（字浜厚真17番地）</td> <td>苫小牧－敦賀 苫小牧－秋田－新潟－敦賀</td> <td>新日本海フェリー</td> </tr> </tbody> </table>	港湾名（所在地）	航路	船社	苫小牧港東港区（字浜厚真17番地）	苫小牧－敦賀 苫小牧－秋田－新潟－敦賀	新日本海フェリー	
港湾名（所在地）	航路	船社							
苫小牧港東港区（字浜厚真17番地）	苫小牧－敦賀 苫小牧－秋田－新潟－敦賀	新日本海フェリー							
89	第17節 労務供給計画	第18節 労務供給計画	章番号の修正						
89	第18節 文教対策計画	第19節 文教対策計画	章番号の修正						
91	第19節 災害警備計画	第20節 災害警備計画	章番号の修正						
91	<p>2 災害の情報の伝達に関する事項</p> <p>(1) 警察が行う災害に関する情報の伝達等は、次により行うものとする。</p> <p>苫小牧警察署 厚真駐在所 連絡責任者 防災担当参事 役場から関係機関、住民への連絡は第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。</p>	<p>2 災害の情報の伝達に関する事項</p> <p>(1) 警察が行う災害に関する情報の伝達等は、次により行うものとする。</p> <p>苫小牧警察署 厚真駐在所 連絡責任者 防災担当参事 又は総務課長 役場から関係機関、住民への連絡は第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。</p>	総括部長不在時の代理者となる総務部長を追記						
92	第20節 応急飼料計画	第21節 応急飼料計画	章番号の修正						
93	第21節 自衛隊派遣要請計画	第22節 自衛隊派遣要請計画	章番号の修正						
96	第22節 広域応援計画	第23節 広域応援計画	章番号の修正						
96	第23節 交通応急対策計画	第24節 交通応急対策計画	章番号の修正						
97	第24節 石油類燃料供給計画	第25節 石油類燃料供給計画	章番号の修正						
97	第25節 災害ボランティア連携計画	第26節 災害ボランティア連携計画	章番号の修正						
100	第26節 救急医療対策計画	第27節 救急医療対策計画	章番号の修正						
102	<p>8 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統</p> <p>(1) 災害通報の伝達系統</p>	<p>8 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統</p> <p>(1) 災害通報の伝達系統</p>	名称変の修正						
105	第27節 消防防災ヘリコプター活用計画	第28節 消防防災ヘリコプター活用計画	章番号の修正						
110	第28節 災害時等空地利用計画	第29節 災害時等空地利用計画	章番号の修正						
110～111	未記載	<p><u>第30節 厚真町水害対応タイムライン</u></p> <p><u>本町において台風・大雨等の影響による災害発生が予測される場合、タイムライン関係機関と連携して、人命の安全確保を第一義としてタイムラインの運用により軽減を図る。</u></p> <p><u>1 運用体制</u></p> <p><u>町とタイムライン関係機関が情報共有を図りつつ、必要に応じて厚真町水害対応タイムラインを立ち上げ、気象・河川状況及び土砂災害の状況推移、実測値などから、その状況に応じたステ</u></p>	タイムライン防災運用要領の追記						

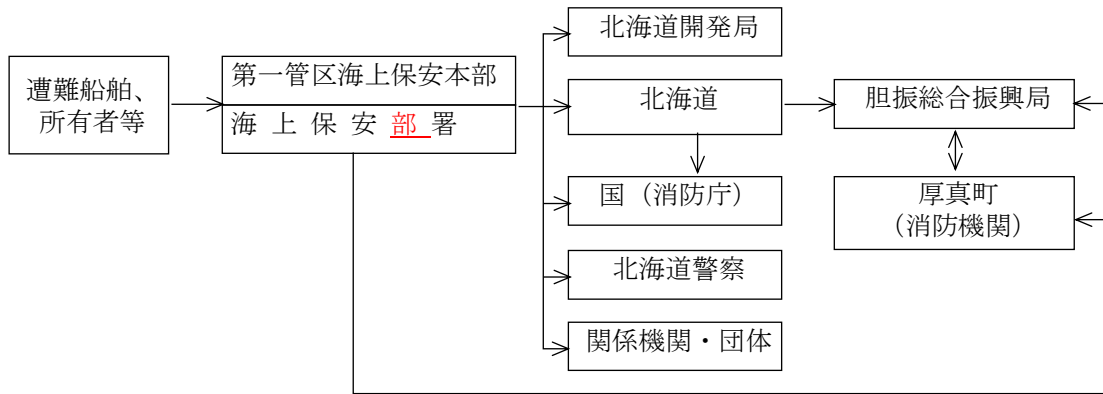
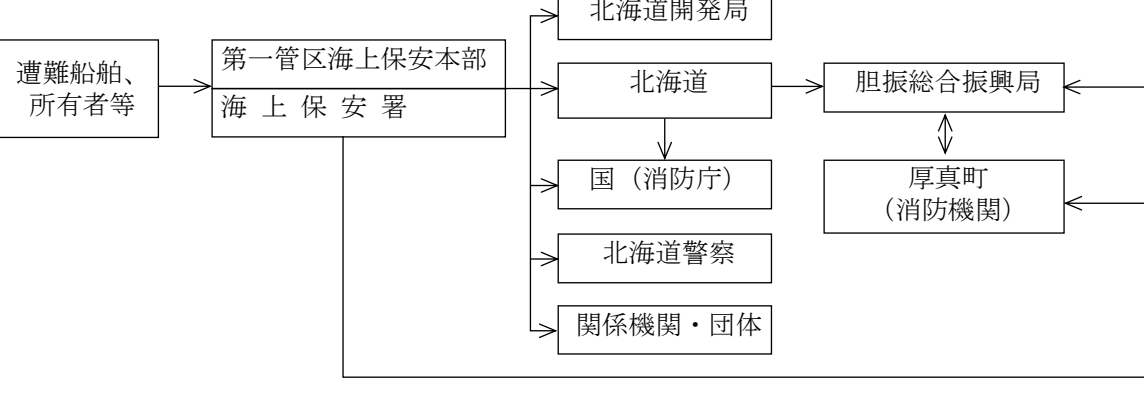
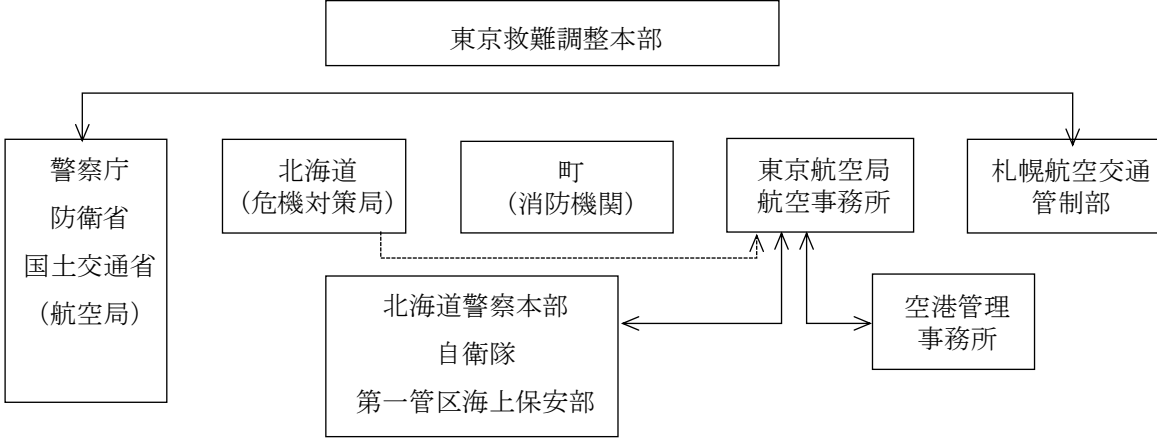
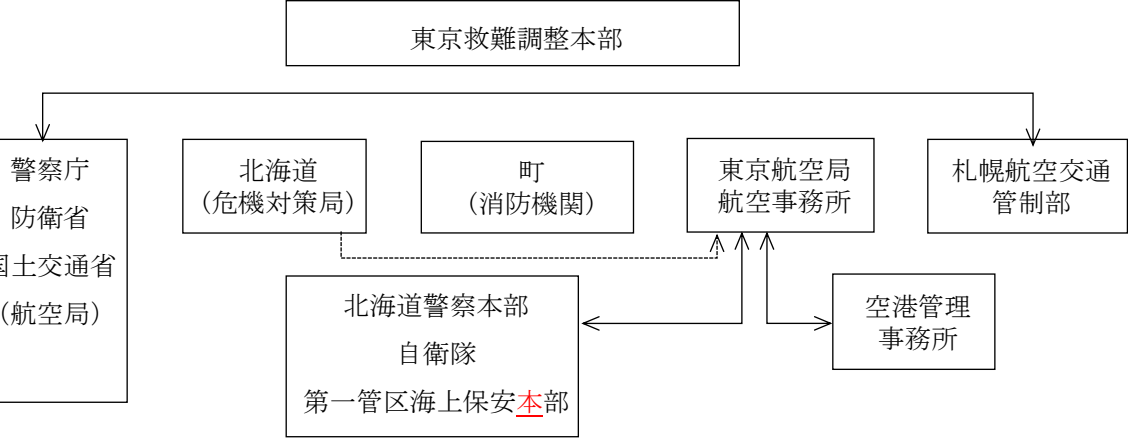
改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																
		<p><u>ージごとに防災行動の体制を確立する。</u></p> <p><u>2 運用要領</u></p> <p><u>(1) 対象とする災害</u></p> <p>ア 厚真川の洪水</p> <p>イ 土砂災害（積雪なし・積雪あり）</p> <p><u>(2) タイムラインステージ</u></p> <table border="1" data-bbox="1448 443 2564 1035"> <thead> <tr> <th>ステージ</th> <th>行動目標</th> <th>内 容</th> <th>防災行動例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>準 備</td> <td>今後、状況が厳しくなる可能性がある状況に対し、通常モードから災害モードに切り替え、災害対応に必要な事前の調整や確認を行うステージ</td> <td>施設の点検 資機材の点検・準備 人員の調整・確保</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>注 意</td> <td>今後、状況が厳しくなることが予測される状況に対し、迅速に災害対応ができるよう体制強化・状況確認を行うステージ</td> <td>防災体制の強化 注意喚起の周知 パトロールの実施</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>早期対応</td> <td>災害発生の可能性が高くなる状況に対し、要支援者の避難等の時間を要する行動について早期対応を行うステージ</td> <td>避難所の開設 高齢者等避難の発令 ポスティングによる避難情報の周知</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>警戒対応</td> <td>災害発生が見込まれる状況に対し、最大限被害の軽減を図る対応を行うステージ</td> <td>避難指示の発令 工事関係者の退避</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>緊急対応</td> <td>切迫した状況に対し、命を守るための緊急的な対応を行うステージ</td> <td>緊急安全確保の発令 職員や現場対応者の退避</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) タイムラインステージ移行判断の意思決定</u> タイムラインステージごとの判断基準及び関係機関の助言により、運用主体である本町がタイムラインのステージ移行の判断に関する意思決定を行う。</p> <p><u>(4) タイムライン関係機関との情報の共有等</u> メーリングリストによる情報の共有、W e b 会議システムを活用したタイムライン運用会議</p> <table border="1" data-bbox="1448 1199 2540 1625"> <thead> <tr> <th>情報共有等の手段</th> <th>共有内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>メーリングリスト</u></td> <td>○タイムラインの立ち上げに関すること。 ○ステージ移行判断に関すること。 ○避難指示等の避難情報発令・解除に関すること。 ○地域の情報、対応状況等に関すること。 ○その他、共通して共有すべき事項など。</td> </tr> <tr> <td><u>W e b 会議システム</u></td> <td>○防災気象情報に関すること。（現状と見込み） ○ステージ移行の意思決定に関すること。（関係機関の意思決定支援） ○対応の現状と今後の見込み ○その他、確認・共有すべき事項など。</td> </tr> <tr> <td><u>その他</u> <u>（電話・ファックス等）</u></td> <td>○インターネット回線不通時の代替手段 ○情報共有漏れ、追加確認、個別調整等など</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>の実施及び必要により、電話等により共有する。</u></p> <p><u>(5) タイムライン運用（イメージ）</u></p>	ステージ	行動目標	内 容	防災行動例	1	準 備	今後、状況が厳しくなる可能性がある状況に対し、通常モードから災害モードに切り替え、災害対応に必要な事前の調整や確認を行うステージ	施設の点検 資機材の点検・準備 人員の調整・確保	2	注 意	今後、状況が厳しくなることが予測される状況に対し、迅速に災害対応ができるよう体制強化・状況確認を行うステージ	防災体制の強化 注意喚起の周知 パトロールの実施	3	早期対応	災害発生の可能性が高くなる状況に対し、要支援者の避難等の時間を要する行動について早期対応を行うステージ	避難所の開設 高齢者等避難の発令 ポスティングによる避難情報の周知	4	警戒対応	災害発生が見込まれる状況に対し、最大限被害の軽減を図る対応を行うステージ	避難指示の発令 工事関係者の退避	5	緊急対応	切迫した状況に対し、命を守るための緊急的な対応を行うステージ	緊急安全確保の発令 職員や現場対応者の退避	情報共有等の手段	共有内容等	<u>メーリングリスト</u>	○タイムラインの立ち上げに関すること。 ○ステージ移行判断に関すること。 ○避難指示等の避難情報発令・解除に関すること。 ○地域の情報、対応状況等に関すること。 ○その他、共通して共有すべき事項など。	<u>W e b 会議システム</u>	○防災気象情報に関すること。（現状と見込み） ○ステージ移行の意思決定に関すること。（関係機関の意思決定支援） ○対応の現状と今後の見込み ○その他、確認・共有すべき事項など。	<u>その他</u> <u>（電話・ファックス等）</u>	○インターネット回線不通時の代替手段 ○情報共有漏れ、追加確認、個別調整等など	
ステージ	行動目標	内 容	防災行動例																																
1	準 備	今後、状況が厳しくなる可能性がある状況に対し、通常モードから災害モードに切り替え、災害対応に必要な事前の調整や確認を行うステージ	施設の点検 資機材の点検・準備 人員の調整・確保																																
2	注 意	今後、状況が厳しくなることが予測される状況に対し、迅速に災害対応ができるよう体制強化・状況確認を行うステージ	防災体制の強化 注意喚起の周知 パトロールの実施																																
3	早期対応	災害発生の可能性が高くなる状況に対し、要支援者の避難等の時間を要する行動について早期対応を行うステージ	避難所の開設 高齢者等避難の発令 ポスティングによる避難情報の周知																																
4	警戒対応	災害発生が見込まれる状況に対し、最大限被害の軽減を図る対応を行うステージ	避難指示の発令 工事関係者の退避																																
5	緊急対応	切迫した状況に対し、命を守るための緊急的な対応を行うステージ	緊急安全確保の発令 職員や現場対応者の退避																																
情報共有等の手段	共有内容等																																		
<u>メーリングリスト</u>	○タイムラインの立ち上げに関すること。 ○ステージ移行判断に関すること。 ○避難指示等の避難情報発令・解除に関すること。 ○地域の情報、対応状況等に関すること。 ○その他、共通して共有すべき事項など。																																		
<u>W e b 会議システム</u>	○防災気象情報に関すること。（現状と見込み） ○ステージ移行の意思決定に関すること。（関係機関の意思決定支援） ○対応の現状と今後の見込み ○その他、確認・共有すべき事項など。																																		
<u>その他</u> <u>（電話・ファックス等）</u>	○インターネット回線不通時の代替手段 ○情報共有漏れ、追加確認、個別調整等など																																		


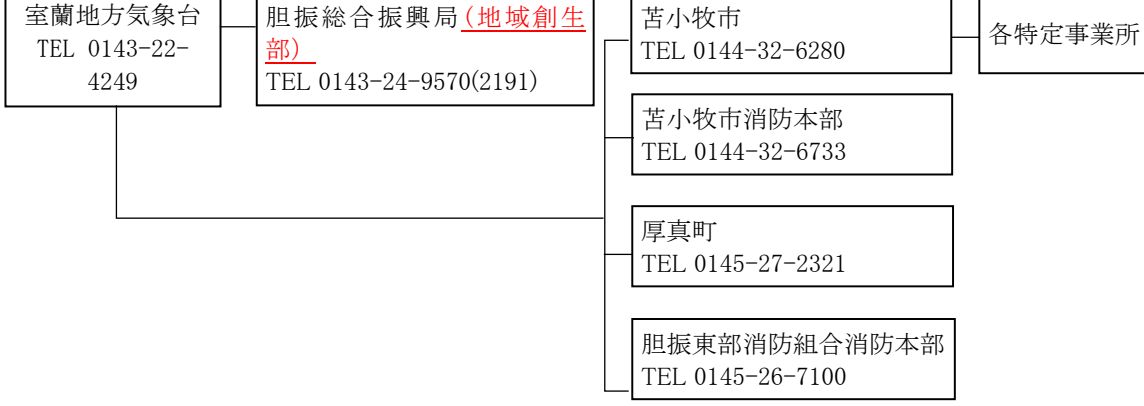
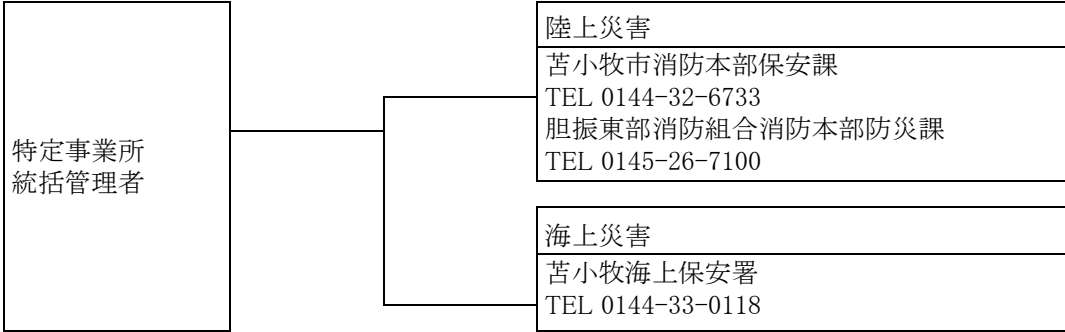
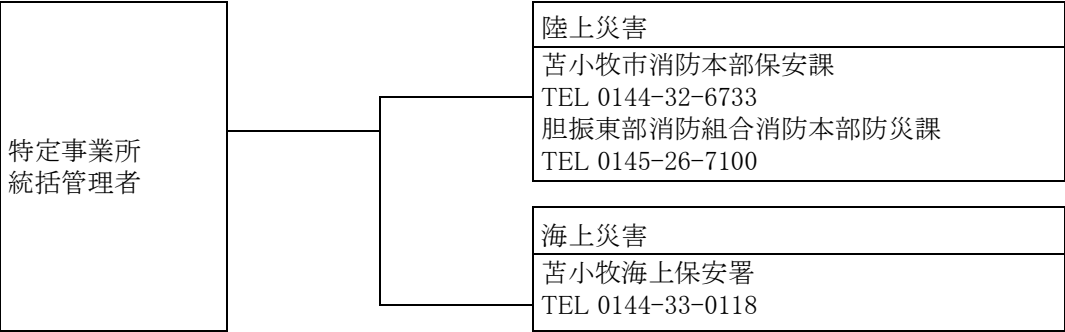
改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理由																																								
112	<p>第6章 地震・津波災害対策計画 第1節 地震・津波の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>発生年月日</th> <th>震源</th> <th>規模</th> <th>被害状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>内陸</td> <td>平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」</td> <td>胆振地方中東部 N42°41'E142°00' H37km</td> <td>6.7</td> <td>震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊233、大規模半壊70、半壊262、一部損壊1,082)1,647棟、非住家(全壊675、大規模半壊161、半壊505、一部損壊811)2,152棟 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	内陸	平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42°41'E142°00' H37km	6.7	震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊233、大規模半壊70、半壊262、一部損壊1,082)1,647棟、非住家(全壊675、大規模半壊161、半壊505、一部損壊811)2,152棟 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第6章 地震・津波災害対策計画 第1節 地震・津波の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>発生年月日</th> <th>震源</th> <th>規模</th> <th>被害状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>内陸</td> <td>平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」</td> <td>胆振地方中東部 N42°41'E142°00' H37km</td> <td>6.7</td> <td>震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊235、半壊337、一部損壊1,104)1,676棟、非住家(全壊688、半壊669、一部損壊816)2,173棟 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	内陸	平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42°41'E142°00' H37km	6.7	震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊235、半壊337、一部損壊1,104)1,676棟、非住家(全壊688、半壊669、一部損壊816)2,173棟 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	・被害数の修正
地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
内陸	平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42°41'E142°00' H37km	6.7	震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊233、大規模半壊70、半壊262、一部損壊1,082)1,647棟、非住家(全壊675、大規模半壊161、半壊505、一部損壊811)2,152棟 (略)																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
内陸	平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42°41'E142°00' H37km	6.7	震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊235、半壊337、一部損壊1,104)1,676棟、非住家(全壊688、半壊669、一部損壊816)2,173棟 (略)																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
113	<p>第2節 地震想定 (略) 平成30年2月に北海道が公表した平成28年度地震被害想定調結果報告書において、本町に影響・被害が想定される地震は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>想定される地震名</th> <th>規模</th> <th>最大震度</th> <th>参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海溝型</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北海道南西沖の地震</td> <td>Mw8.0</td> <td>5.4(震度5強)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考	海溝型	(略)	(略)	(略)	(略)		北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4(震度5強)	(略)	<p>第2節 地震想定 (略) 平成30年2月に北海道が公表した平成28年度地震被害想定調結果報告書及び令和4年7月・同年12月に北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定において、本町に影響・被害が想定される地震は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>想定される地震名</th> <th>規模</th> <th>最大震度</th> <th>参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海溝型</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北海道南西沖の地震</td> <td>Mw8.0</td> <td>5.4(震度5強)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北海道留萌沖の地震</td> <td>Mw7.8</td> <td>5.5(震度6弱)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考	海溝型	(略)	(略)	(略)	(略)		北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4(震度5強)	(略)		北海道留萌沖の地震	Mw7.8	5.5(震度6弱)	(略)	・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定 の追記					
区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考																																							
海溝型	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
	北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4(震度5強)	(略)																																							
区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考																																							
海溝型	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
	北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4(震度5強)	(略)																																							
	北海道留萌沖の地震	Mw7.8	5.5(震度6弱)	(略)																																							

改訂案の頁	現行計画（旧）				改訂案（新）				理 由
		北海道留萌沖の地震	Mw7.8	5.5（震度6弱）		<u>千島海溝モデルの地震</u>	<u>Mw9.3</u>	<u>5.5（震度6弱）</u>	
						<u>日本海溝モデルの地震</u>	<u>Mw9.1</u>	<u>5.4（震度5強）</u>	
115	第3節 津波想定 2 想定される津波 (2) 海岸線の津波水位及び影響開始時間等 (略) (注)「津波第1波到達時間」や「影響開始時間」は、気象庁が発表する津波情報の中で用いられる「津波の第一波 到達予想時刻」とは異なる時刻を指 <u>しています</u> 。気象庁の津波情報の中の「津波の第一波到達予想時刻」は、 <u>波</u> の立ち上がりが始まる時刻を指 <u>します</u> 。	第3節 津波想定 2 想定される津波 (2) 海岸線の津波水位及び影響開始時間等 (略) (注)「津波第1波到達時間」や「影響開始時間」は、気象庁が発表する津波情報の中で用いられる「津波の第一波到達予想時刻」とは異なる時刻を指す。 <u>また</u> 、気象庁の津波情報の中の「津波の第一波到達予想時刻」は、 <u>波</u> の立ち上がりが始まる時刻を指す。							・文言の修正
117	第6章 地震・津波災害対策計画 第4節 地震・津波予防計画 2 津波に強いまちづくり (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、 <u>やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則とするも</u> 、地域の実情・特性を踏まえ努めて短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。 (略) (4) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。 また、日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画の策定及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災地域づくり推進計画の <u>策定</u> により、ソフト・ハード施策を組み合わせた津波防災地域づくりを目指し、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（津波防災地域づくり）を総合的に推進する。 (略)	第6章 地震・津波災害対策計画 第4節 地震・津波予防計画 2 津波に強いまちづくり (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情・特性を踏まえ努めて短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。 (略) (4) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。 また、日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画の策定及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災地域づくり推進計画により、ソフト・ハード施策を組み合わせた津波防災地域づくりを目指し、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（津波防災地域づくり）を総合的に推進する。 (略)							・削除 (津波防災地域づくり推進計画に整合)
117	第6章 地震・津波災害対策計画 第5節 地震・津波応急対策計画 1 組織 (2) 津波警戒の周知徹底 町及び防災関係機関は、広報誌(紙)等を活用して津波警戒に関する次の事項についての周知徹底を図るものとする。 ア 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。 イ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。 ウ 正しい情報をテレビ、ラジオ、インターネット及び広報車などで入手する。 未記載	第6章 地震・津波災害対策計画 第5節 地震・津波応急対策計画 1 組織 (2) 津波警戒の周知徹底 町及び防災関係機関は、広報誌(紙)等を活用して津波警戒に関する次の事項についての周知徹底を図るものとする。 ア 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。 イ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。 ウ 正しい情報をテレビ、ラジオ、インターネット及び広報車などで入手する。 <u>エ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、1週間程度、すぐに逃げ出せる態勢での就寝、非常持出品の常時携帯、緊急情報の取得手段の確保及び身の安全の確保など地震への備えを再確認する。</u>							・後発地震注意情報の周知を追記
118	第6章 地震・津波災害対策計画 第6節 地震・津波情報の伝達計画 1 地震情報 (2) 緊急地震速報の伝達 緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。	第6章 地震・津波災害対策計画 第6節 地震・津波情報の伝達計画 1 地震情報 (2) 緊急地震速報の伝達 緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。							・ワンセグ放送の終了に伴う修正

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																																
	また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、 <u>ワンセグ</u> 等を用いて広く伝達されている。	また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く伝達されている。																																																	
123	<p>第6章 地震・津波災害対策計画 第6節 地震・津波情報の伝達計画 2 津波情報 (1) 津波警報・注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害の様相と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">【被害の様相】 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 (略)</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで<u>10m</u>を超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m<=予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>【被害の様相】 海の中では人は<u>早い</u>流れに巻き込まれ、また、養殖いかだがが流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害の様相と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	【被害の様相】 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 (略)	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで <u>10m</u> を超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	(略)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m<=予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	【被害の様相】 海の中では人は <u>早い</u> 流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ が が流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 (略)	<p>第6章 地震・津波災害対策計画 第6節 地震・津波情報の伝達計画 2 津波情報 (1) 津波警報・注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害の様相と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の<u>最大波の高さ</u>が高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">【被害の様相】 <u>巨大な津波が襲い、</u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 (略)</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで<u>10m</u>を超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の<u>最大波の高さ</u>が高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m<=予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>【被害の様相】 海の中では人は<u>速い</u>流れに巻き込まれ、また、養殖いかだがが流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害の様相と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	【被害の様相】 <u>巨大な津波が襲い、</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 (略)	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで <u>10m</u> を超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	(略)	津波注意報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m<=予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	【被害の様相】 海の中では人は <u>速い</u> 流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ が が流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 (略)	・誤記修正
種 類	発表基準			発表される津波の高さ			想定される被害の様相と取るべき行動																																												
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	【被害の様相】 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 (略)																																															
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																	
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで <u>10m</u> を超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	(略)																																															
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m<=予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	【被害の様相】 海の中では人は <u>早い</u> 流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ が が流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 (略)																																															
種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害の様相と取るべき行動																																															
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	【被害の様相】 <u>巨大な津波が襲い、</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 (略)																																															
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																	
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで <u>10m</u> を超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	(略)																																															
津波注意報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m<=予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	【被害の様相】 海の中では人は <u>速い</u> 流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ が が流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 (略)																																															
124	<p>第6章 地震・津波災害対策計画 第7節 広報活動 2 広報内容 災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難場所について（避難指示の状況、非難場所の位置、経路等） 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時・通信途絶区域） 火災状況（発生場所、避難等） 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等） 医療救護所の状況 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等） 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等） 津波に関する情報（後発地震注意情報、注意報、警報、危険区域等） 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項 <p>未記載</p>	<p>第6章 地震・津波災害対策計画 第7節 広報活動 2 広報内容 災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難場所について（避難指示の状況、非難場所の位置、経路等） 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時・通信途絶区域） 火災状況（発生場所、避難等） 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等） 医療救護所の状況 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等） 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等） 津波に関する情報（後発地震注意情報、注意報、警報、危険区域等） 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項 <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際の注意喚起</u> 	・後発地震注意情報の広報を追記																																																
129	第7章 津波避難計画	第7章 津波避難計画	・文言の修正																																																

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
	本計画は、短時間で襲来する津波に対し、対象となる区域、被害想定、浸水想定区域、避難場所、避難路等を明確にして、住民等が安全に避難することを目的として、別に定める「厚真町津波避難計画」によるものとする。	本計画は、短時間で襲来する津波に対し、対象となる区域、被害想定、浸水想定区域、避難場所、避難路等を明確にして、住民等が安全に避難することを目的とし、 <u>細部は、</u> 別に定める「厚真町津波避難計画」によるものとする。	
130	未記載	<u>第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u> 本計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とし、 <u>細部は、別に定める「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」によるものとする。</u>	・別冊日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の追録に伴う追記
131	第8章 樽前山火山防災計画	第9章 樽前山火山防災計画	・章番号の修正
132	第2節 防災組織 2 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会 (略) 39 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 40 北海道電力ネットワーク(株) <u>苫小牧支店</u> 41 (株)ドコモCS北海道 <u>苫小牧支店</u> 42 苫小牧港管理組合	第2節 防災組織 2 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会 (略) 39 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 40 北海道電力ネットワーク(株) <u>道央南統括支店</u> 41 (株)ドコモCS北海道 <u>南支店</u> 42 苫小牧港管理組合	・名称の修正
140	第9章 事故災害対策計画	第10章 事故災害対策計画	・章番号の修正
140	第10章 事故災害対策計画 第1節 海上災害対策計画 1 災害予防 (1) 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。)漁業協同組合の実施事項 ア 象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。 イ 員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。 ウ 係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。 エ 船舶の火災に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。 (2) 真町及び胆振東部消防組合(以下この章において「消防組合」という。)の実施事項 ア 速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。 イ 難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。 (略) キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。 (7) 漁業気象通報及び天気予報の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。 (4) 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。	第10章 事故災害対策計画 第1節 海上災害対策計画 1 災害予防 (1) <u>船舶</u> 所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。)漁業協同組合の実施事項 ア <u>気</u> 象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。 イ <u>船</u> 員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。 ウ <u>関</u> 係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。 エ 船舶の火災に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。 (2) <u>厚</u> 真町及び胆振東部消防組合(以下この章において「消防組合」という。)の実施事項 ア <u>迅</u> 速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。 イ <u>海</u> 難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。 (略) キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。 (7) 漁業気象通報及び天気予報の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。 (4) 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告等が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。	・誤記修正

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理由								
141	<p>第10章 事故災害対策計画 第1節 海上災害対策計画 2 災害応急対策 (5) 救助救出活動 (略) ア 町が、遭難船舶を認知した場合は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。 (略) (6) 消防活動 領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。 (略) 別記1 情報通信連絡系統図</p>  <p>内海上保安部署と各消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況</p> <table border="1" data-bbox="388 1108 1418 1213"> <thead> <tr> <th>海上保安部署</th> <th>消防機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苫小牧海上保安署</td> <td>苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	海上保安部署	消防機関	苫小牧海上保安署	苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合	<p>第10章 事故災害対策計画 第1節 海上災害対策計画 2 災害応急対策 (5) 救助救出活動 (略) ア 町が、遭難船舶を認知した場合は、海上保安署及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。 (略) (6) 消防活動 領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。 (略) 別記1 情報通信連絡系統図</p>  <p>内海上保安署と各消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況</p> <table border="1" data-bbox="1492 1108 2531 1213"> <thead> <tr> <th>海上保安署</th> <th>消防機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苫小牧海上保安署</td> <td>苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	海上保安署	消防機関	苫小牧海上保安署	苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合	<p>・誤記修正</p>
海上保安部署	消防機関										
苫小牧海上保安署	苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合										
海上保安署	消防機関										
苫小牧海上保安署	苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合										
147	<p>第10章 事故災害対策計画 第3節 航空災害対策計画 2 災害応急対策 別記 情報通信連絡系統図 イ 発生地点が不明な場合(航空機の搜索活動)</p> 	<p>第10章 事故災害対策計画 第3節 航空災害対策計画 2 災害応急対策 別記 情報通信連絡系統図 イ 発生地点が不明な場合(航空機の搜索活動)</p> 	<p>・誤記修正</p>								

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
150	第10章 事故災害対策計画 第5節 道路災害対策計画 道路構造物の被災又は <u>高速</u> 自動車道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。	第10章 事故災害対策計画 第5節 道路災害対策計画 道路構造物の被災又は <u>日高</u> 自動車道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。	・誤記修正
154	第6節 石油コンビナート等災害対策計画 4 災害応急対策 (1) 情報通信 (イ) 情報通信は、別記1のとおりとする。 別記1 	第6節 石油コンビナート等災害対策計画 4 災害応急対策 (1) 情報通信 (イ) 情報通信は、別記1のとおりとする。 別記1 	・名称の修正
155	第6節 石油コンビナート等災害対策計画 4 災害応急対策 (1) 情報通信 イ 異常現象が発生した場合、情報通信は別記2のとおりとする。 別記2 第1段階(消防本部及び海上保安 <u>部(署)</u> への通報) 	第6節 石油コンビナート等災害対策計画 4 災害応急対策 (1) 情報通信 イ 異常現象が発生した場合、情報通信は別記2のとおりとする。 別記2 第1段階(消防本部及び海上保安署への通報) 	・名称の修正

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																				
	<p>第2段階(消防本部及び海上保安部からの通報)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">陸 上 災 害</td> <td style="width:50%; text-align: center;">海 上 災 害</td> </tr> <tr> <td> 苫小牧市消防本部保安課 TEL 0144-32-6733 胆振東部消防組合消防本部防災課 TEL 0145-26-7100 </td> <td> 苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118 </td> </tr> <tr> <td> 胆振総合振興局 地域創生部 地域政策課 TEL 0143-24-9570(2191) </td> <td> 苫小牧市 TEL 0144-32-6280 厚真町 TEL 0145-27-2311 </td> </tr> <tr> <td> 北海道石油コンビナート等防災本部 北海道総務部危機対策局消防課 TEL 011-231-4111 (22-576) </td> <td> 苫小牧警察署 TEL 0144-35-0110 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>地区連絡会関係機関</td> </tr> </table>	陸 上 災 害	海 上 災 害	苫小牧市消防本部保安課 TEL 0144-32-6733 胆振東部消防組合消防本部防災課 TEL 0145-26-7100	苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118	胆振総合振興局 地域創生部 地域政策課 TEL 0143-24-9570(2191)	苫小牧市 TEL 0144-32-6280 厚真町 TEL 0145-27-2311	北海道石油コンビナート等防災本部 北海道総務部危機対策局消防課 TEL 011-231-4111 (22-576)	苫小牧警察署 TEL 0144-35-0110		地区連絡会関係機関	<p>第2段階(消防本部及び海上保安署からの通報)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">陸 上 災 害</td> <td style="width:50%; text-align: center;">海 上 災 害</td> </tr> <tr> <td> 苫小牧市消防本部保安課 TEL 0144-32-6733 胆振東部消防組合消防本部防災課 TEL 0145-26-7100 </td> <td> 苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118 </td> </tr> <tr> <td> 胆振総合振興局 地域創生部 危機対策室 TEL 0143-24-9570(2191) </td> <td> 苫小牧市 TEL 0144-32-6280 厚真町 TEL 0145-27-2311 </td> </tr> <tr> <td> 北海道石油コンビナート等防災本部 北海道総務部危機対策局消防課 TEL 011-231-4111 (22-576) </td> <td> 苫小牧警察署 TEL 0144-35-0110 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>地区連絡会関係機関</td> </tr> </table>	陸 上 災 害	海 上 災 害	苫小牧市消防本部保安課 TEL 0144-32-6733 胆振東部消防組合消防本部防災課 TEL 0145-26-7100	苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118	胆振総合振興局 地域創生部 危機対策室 TEL 0143-24-9570(2191)	苫小牧市 TEL 0144-32-6280 厚真町 TEL 0145-27-2311	北海道石油コンビナート等防災本部 北海道総務部危機対策局消防課 TEL 011-231-4111 (22-576)	苫小牧警察署 TEL 0144-35-0110		地区連絡会関係機関	
陸 上 災 害	海 上 災 害																						
苫小牧市消防本部保安課 TEL 0144-32-6733 胆振東部消防組合消防本部防災課 TEL 0145-26-7100	苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118																						
胆振総合振興局 地域創生部 地域政策課 TEL 0143-24-9570(2191)	苫小牧市 TEL 0144-32-6280 厚真町 TEL 0145-27-2311																						
北海道石油コンビナート等防災本部 北海道総務部危機対策局消防課 TEL 011-231-4111 (22-576)	苫小牧警察署 TEL 0144-35-0110																						
	地区連絡会関係機関																						
陸 上 災 害	海 上 災 害																						
苫小牧市消防本部保安課 TEL 0144-32-6733 胆振東部消防組合消防本部防災課 TEL 0145-26-7100	苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118																						
胆振総合振興局 地域創生部 危機対策室 TEL 0143-24-9570(2191)	苫小牧市 TEL 0144-32-6280 厚真町 TEL 0145-27-2311																						
北海道石油コンビナート等防災本部 北海道総務部危機対策局消防課 TEL 011-231-4111 (22-576)	苫小牧警察署 TEL 0144-35-0110																						
	地区連絡会関係機関																						
155	<p>第10章 事故災害対策計画 第6節 石油コンビナート等災害対策計画 6 交通規制 (略) (3) 国道235号線と道道厚真・浜厚真停車場線の交差点</p>	<p>第10章 事故災害対策計画 第6節 石油コンビナート等災害対策計画 6 交通規制 (略) (3) 国道235号と道道厚真・浜厚真停車場線の交差点</p>	<p>・誤記修正</p>																				
170	<p>第10章 災害復旧計画 第5節 被災者援護計画 1 り災証明書の交付 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立する。 町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。 (略) 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (略)</p> <p>(略) ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 (略) ⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 (略) ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p>	<p>第11章 災害復旧計画 第5節 被災者援護計画 1 り災証明書の交付 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立する。 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。 (略) 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (略)</p> <p>(略) ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 (略) ⑪ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 (略) ⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項</p>	<p>・章番号の修正 ・誤記修正</p>																				